

復興まちづくりのための事前準備ガイドライン

【資料編】

平成 30 年 7 月

目 次

資料1	復興事前準備の取組状況に関するアンケート調査結果	1
資料2	過去の大規模災害からの復興まちづくりについて	4
1	阪神・淡路大震災からの復興まちづくりの事例	4
2	新潟県中越地震からの復興まちづくりの事例	9
3	東日本大震災からの復興まちづくりの事例	12
資料3	市町村の復興事前準備の取組事例	20
1	基礎データの整理、分析	21
	事例1 静岡県富士市	21
2	復興まちづくりイメージトレーニング	24
	事例2 東京都江戸川区	24
	事例3 さいたま市	25
3	復興体制の事前検討	26
	事例4 東京都文京区	26
	事例5 静岡県富士市	27
4	復興手順の事前検討	28
	事例6 静岡県焼津市	28
	事例7 東京都文京区	30
	事例8 静岡県富士市	32
5	地域防災計画への復興事前準備の位置づけ	33
	事例9 東京都葛飾区	33
	事例10 東京都豊島区	35
	事例11 静岡県静岡市	36
	事例12 静岡県富士市	37
	事例13 静岡県下田市	38
	事例14 愛知県豊明市	39
	事例15 高知県高知市	39
6	市町村マスタープラン（※）への復興事前準備の位置づけ	40
	事例16 東京都葛飾区	40
	事例17 東京都豊島区	42
	事例18 静岡県下田市	43
	事例19 愛知県豊明市	43
	事例20 高知県高知市	44

※市町村マスタープランとは、市町村の都市計画に関する基本的な方針をいう。

(参考事例 1) 防災都市づくり計画への復興事前準備の位置づけ	4 5
参考事例 1-1 さいたま市	4 6
参考事例 1-2 川崎市	4 7
参考事例 1-3 名古屋市	5 1
(参考事例 2) 津波防災地域づくり推進計画への復興事前準備の位置づけ	5 2
参考事例 2-1 浜松市	5 2
参考事例 2-2 静岡県磐田市	5 3
参考事例 2-3 和歌山県東牟婁郡串本町	5 3
7 事前復興計画等	5 4
事例 2 1 静岡県富士市	5 4
事例 2 2 徳島県海部郡美波町	5 6
8 職員の復興事前準備に関する習熟に向けた復興訓練	5 7
事例 2 3 東京都	5 7
9 住民を含めた復興まちづくり訓練	5 8
事例 2 4 静岡県富士市	5 8
参考 1 都道府県の復興事前準備の取組事例	5 9
事例 1 東京都	5 9
事例 2 和歌山県	6 5
事例 3 高知県	6 9
事例 4 埼玉県	7 1
事例 5 徳島県	7 5
参考 2 各種団体、コンサルタントの復興事前準備の取組事例	7 6
事例 1 首都大学東京「事前復興計画研究会」	7 6
事例 2 一般社団法人都市計画コンサルタント協会	8 0
事例 3 東京弁護士会等 20 団体	8 1
事例 4 静岡県技術士協会、社団法人全日本土地区画整理士会静岡県支部	8 1
事例 5 災害復興まちづくり支援機構	8 2

資料1 復興事前準備の取組状況に関するアンケート調査結果

国土交通省では、平成28年度に全国の都道府県・市町村における現在の「復興事前準備の取組状況」を把握することを目的として、アンケート調査を実施した。

<調査概要>

- ・配布・回収方法：調査票を郵送による発送・回収（一部、電子メール・FAXでも回収）
- ・調査期間：平成28年6月～9月
- ・対象団体：東日本大震災及び熊本地震で被災した地方公共団体（※）を除く、1,659団体を対象

（※）岩手県、宮城県、福島県、熊本県及び東北3県の沿岸市町村、熊本県内の全市町村

- ・回答数（回収率）：1,148団体（69.2%）

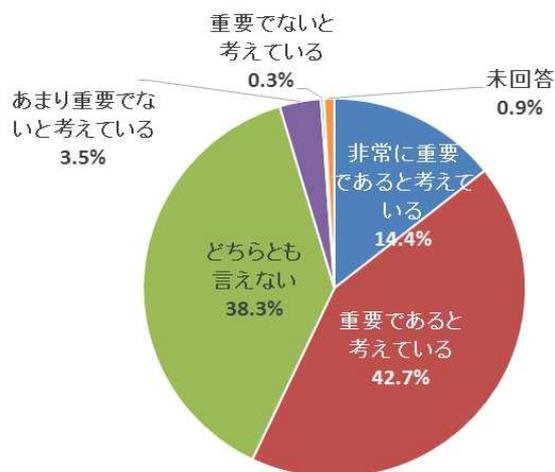
<調査概要>

主な調査結果として、「復興事前準備の重要度」、「復興事前準備の実施度」、「復興事前準備における課題」、人口規模別の「復興事前準備の重要度」と「復興事前準備の実施度」を以下に示す。

問 「復興事前準備」の重要度

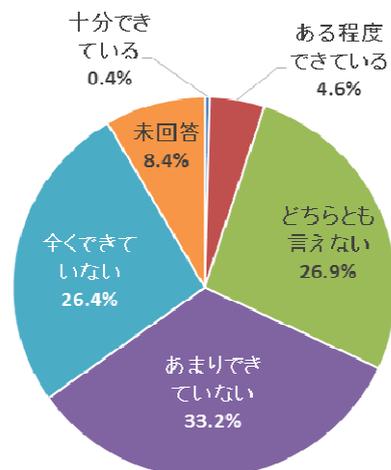
「非常に重要である」（14.4%）と「重要である」（42.7%）をあわせると、57.1%の団体は「復興事前準備」を重要であると認識している。

「どちらとも言えない」と回答した団体は38.3%である。



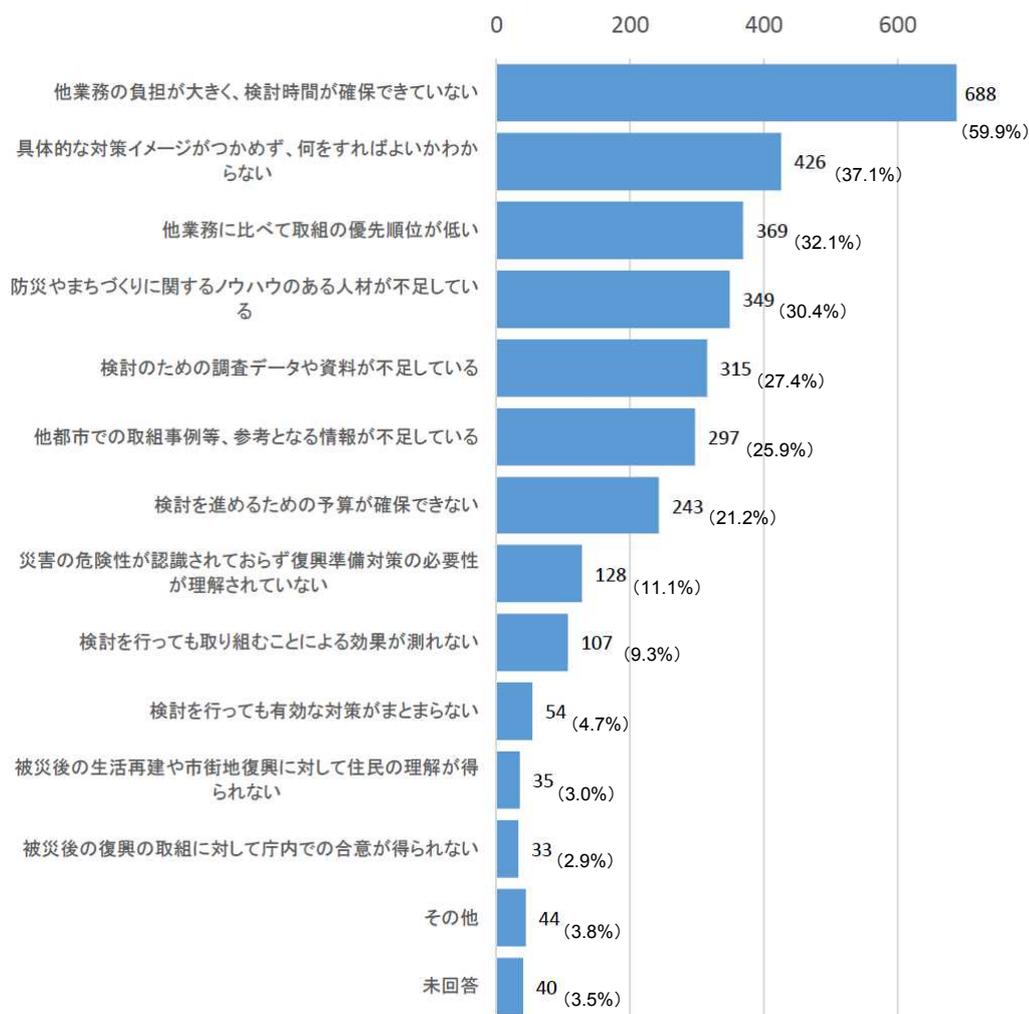
問 「復興事前準備」の実施度

「全くできていない」（26.4%）と「あまりできていない」（33.2%）をあわせると、59.6%の団体が取り組めていない。「十分できている」（0.4%）、「ある程度できている」（4.6%）をあわせても、取り組んでいると考えている団体は、5.0%となっている。



問 「復興事前準備」における課題

「他業務の負担が大きく、検討時間が確保できていない (59.9%)」が最も多く、次いで「具体的な対策イメージがつかめず、何をすればよいかわからない (37.1%)」、「他業務に比べて取組の優先順位が低い (32.1%)」、「防災やまちづくりに関するノウハウのある人材が不足している (30.4%)」、「検討のための調査データや資料が不足している (27.4%)」が挙げられている。

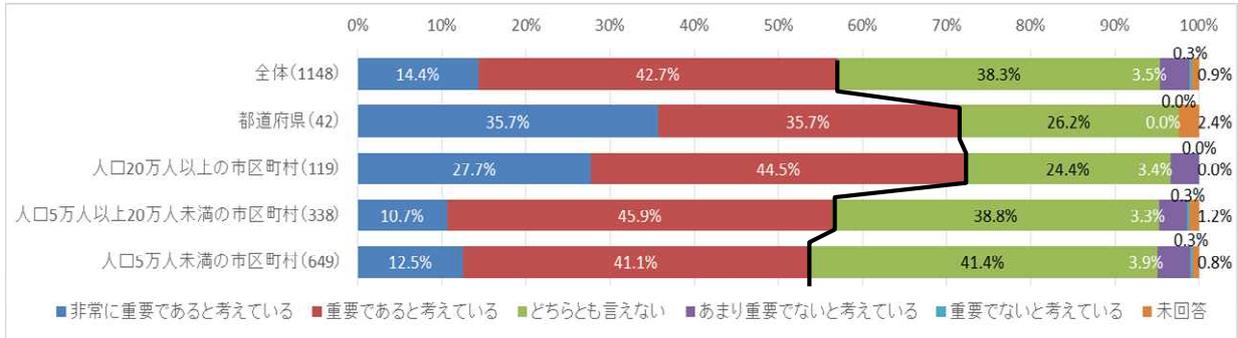


※複数回答のため、割合は全回答数に対するもの

【人口規模別】

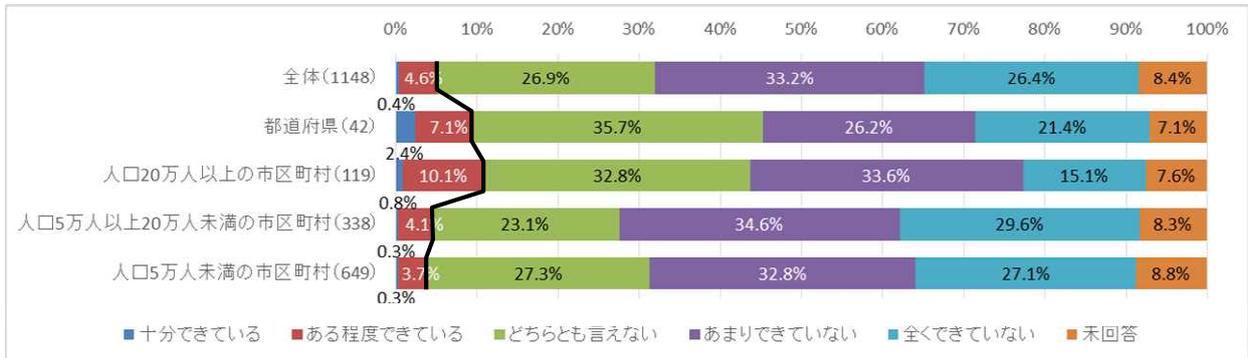
問 防災対策における「復興事前準備」の重要度

復興事前準備を「非常に重要である」又は「重要である」と考えている団体は、人口規模が小さいほど割合が低い。



問 防災対策における「復興事前準備」の実施度

復興事前準備を「十分できている」又は「ある程度できている」と回答した団体は、人口規模が小さいほど割合が低い。



資料2 過去の大規模災害からの復興まちづくりについて

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災からの復興まちづくりの「復興体制」、「復興手順」と「復興計画・市街地復興計画」の概要を整理する。

1 阪神・淡路大震災からの復興まちづくりの事例（神戸市）

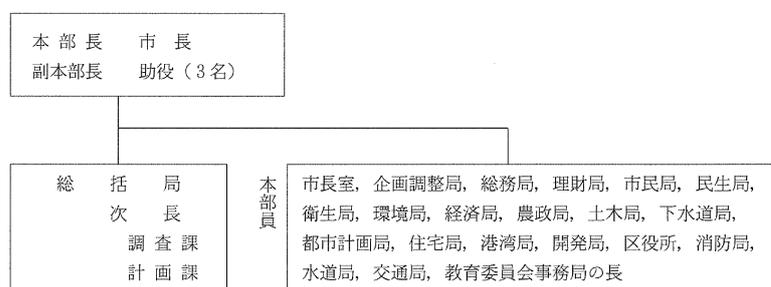
阪神・淡路大震災からの復興まちづくりの事例は、神戸市を対象に整理する。

（1）復興体制

①復興体制

発災から9日後の平成7年1月26日に震災復興本部を設置した。震災復興本部の事務局として、調査課・計画課で構成される総括局を新たに設置し、復興まちづくりが進められた。

□神戸市震災復興本部の体制（平成7年2月現在）



出典：阪神淡路大震災 神戸市復興誌

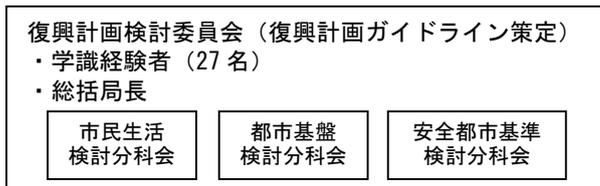
②復興計画の策定体制

復興計画は、平成7年3月27日に基本方針となる復興計画ガイドラインを策定し、平成7年6月27日に、市民等の参画を得て、復興計画ガイドラインを具体化した復興計画を策定した。

復興計画ガイドラインは、技術的知識を有する学識経験者と総括局長で構成された復興計画検討委員会を立ち上げ、その下に「市民生活分科会」、「都市基盤分科会」、「安全都市基準分科会」を設置し、策定が進められた。

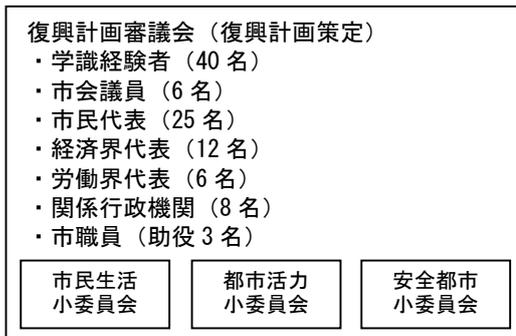
復興計画は、幅広い議論と市民の声を結集するため、学識経験者に加え、市会議員、市民代表、経済界・労働界、関係行政機関の代表者総勢100名による復興計画審議会を立ち上げ、その下に「市民生活小委員会」、「都市活力小委員会」、「安全都市小委員会」を設置し、策定が進められた。

□神戸市復興計画ガイドラインの策定体制



出典：阪神淡路大震災 神戸市復興誌をもとに作成

□神戸市復興計画の策定体制



出典：阪神淡路大震災 神戸市復興誌をもとに作成

(2) 復興手順

神戸市の復興手順を時間軸で整理すると下表のとおりとなる。

被災後、9日後に震災復興本部を設置し、2月1日には建築基準法第84条に基づく建築制限を指定し、2ヶ月後の3月17日には被災市街地復興推進地域が都市計画決定された。

□発災から復興まちづくりの時期と取組内容

		兵庫県神戸市	
発災		平成7年 1月17日	阪神・淡路大震災
復興まちづくりの時期と取組内容	～1ヶ月	1月26日	被災状況把握
		2月1日	神戸市震災復興本部設置
		2月15日	建築制限区域（建築基準法84条）の指定 仮設住宅入居開始
	～3ヶ月	2月24日	阪神・淡路大震災の基本方針及び組織に関する法律公布（国）
		3月17日	被災市街地復興推進地域の都市計画決定
		3月27日	神戸市復興計画ガイドライン策定
	～6ヶ月	6月30日	神戸市復興計画策定
		7月28日	阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針決定（国）
	6ヶ月～	11月30日	神戸市鷹取東第一地区土地区画整理事業 事業計画決定 各種設計・事業へ 順次、事業実施、完了

(3) 復興計画ガイドライン・復興計画

①復興計画ガイドライン・復興計画の構成

復興計画ガイドライン・復興計画は、復興の基本理念・基本的考え方、目標別復興計画、市街地復興計画等で構成されている。

復興計画ガイドラインの市街地復興計画では、全市を対象として、都市空間の構成、港湾整備、交通ネットワークの整備、ライフラインネットワークの整備、防災都市基盤、防災生活圏に関する現況と課題、方針、施策を示している。

復興計画の市街地復興計画では、甚大な被害を受けた市街地のうち、特に総合的にまちづくりを推進する必要がある「震災復興促進区域」を対象として、復興まちづくりの基本的視点や将来構想図、地域ごとの復興の視点と復興まちづくりの方向を示すとともに、地域ごとに復興を牽引する事業を復興プロジェクトとして位置づけている。

□復興計画ガイドラインと復興計画の構成

	復興計画ガイドライン	復興計画
はじめに	はじめに (被災の状況)	はじめに
復興の基本理念、考え方	第1章 復興の基本理念 ・基本的視点、基本理念、目標年次 ・まちづくりの目標 ・安全都市づくりビジョン (安全都市基準)	第1章 復興の基本的考え方 ・復興への基本的課題 ・復興まちづくりの目標 ・復興計画の構成
目標別復興計画	第2章 目標別復興計画 ・“市民の暮らし”を再興する ・“都市の産業”を復興する ・“神戸の魅力”を再生する ・“災害への対応力”を強化する ・“協働のまちづくり”を推進する	第2章 目標別復興計画 ・“市民の暮らし”を再興する ・“都市の活力”を復興する ・“神戸の魅力”を再生する ・“協働のまちづくり”を推進する
安全都市づくり	—	第3章 安全都市づくり ・基本的考え方、防災生活圏、防災都市基盤、防災マネージメント
市街地復興計画	第3章 市街地復興計画 第1節 都市構造 ・都市空間の構成、港湾の整備、交通ネットワークの整備、ライフラインネットワークの整備 第2節 防災都市基盤・防災生活圏 ・防災都市基盤、防災生活圏	第4章 市街地復興計画 第1節 市街地復興の目的 ・市街地復興の目的、震災復興促進区域における復興まちづくりの基本的視点、将来構造図 第2節 都心地域復興計画 ・地域復興の視点、復興まちづくりの方向、都心復興プロジェクト 第3節 東部市街地復興計画 ・地域復興の視点、復興まちづくりの方向、東部復興プロジェクト 第4節 西部市街地復興計画 ・地域復興の視点、復興まちづくりの方向、西部復興プロジェクト
シンボルプロジェクト	—	第5章 シンボルプロジェクト
実現に向けて	復興計画の策定に向けて	第6章 実現に向けて

②基本方針

復興計画ガイドライン・復興計画では、産業等を含む総合的なまちづくりの目標を示しており、そのうち、復興計画の市街地復興計画では、市街地復興を主眼に復興まちづくりの基本的視点を設定するとともに、地域ごとに地域復興の視点を設定している。

<復興計画ガイドライン・復興計画におけるまちづくりの目標>

- 1 安心して住み、働き、学び、憩い、集えるまち
- 2 創造性に富んだ活力あるまち
- 3 個性豊かな魅力あるまち
- 4 とともに築く協働のまちづくり

<復興計画の市街地復興計画における復興まちづくりの基本的視点>

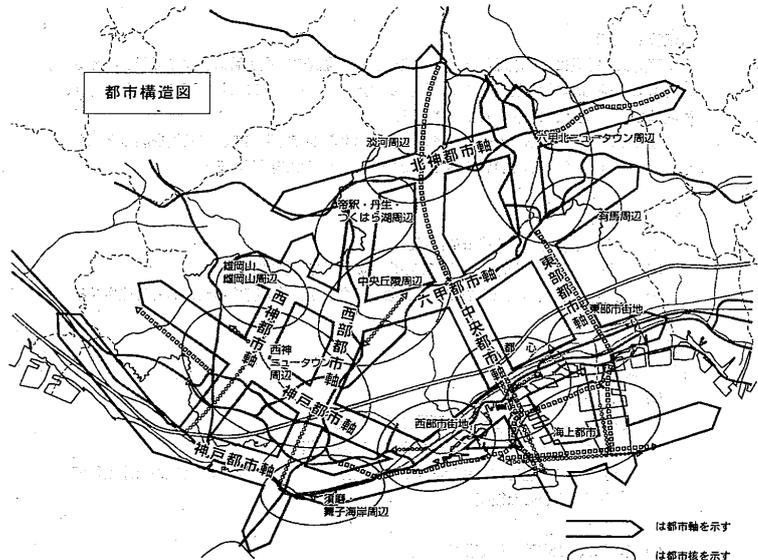
- 1 被災市街地の総合的整備とインナーシティの活性化
- 2 安全都市づくりの推進
- 3 拠点の整備と自立性の高い生活圏の形成
- 4 水とみどり豊かな市街地の形成
- 5 ウォーターフロントの整備と市街地との連携の強化
- 6 まちづくりと一体となった産業の振興
- 7 地域の構成を生かした魅力あるまちづくり
- 8 協働によるまちづくりの推進

③都市構造図・土地利用計画

復興計画ガイドラインの市街地復興計画では、第4次神戸市基本計画案を踏襲した都市構造図として、都市軸と都市核を示している。

復興計画の市街地復興計画では、復興まちづくりの基本的視点を踏まえ、将来構想図として、核・拠点、軸と土地利用を設定している。

□復興計画ガイドラインの都市構造図



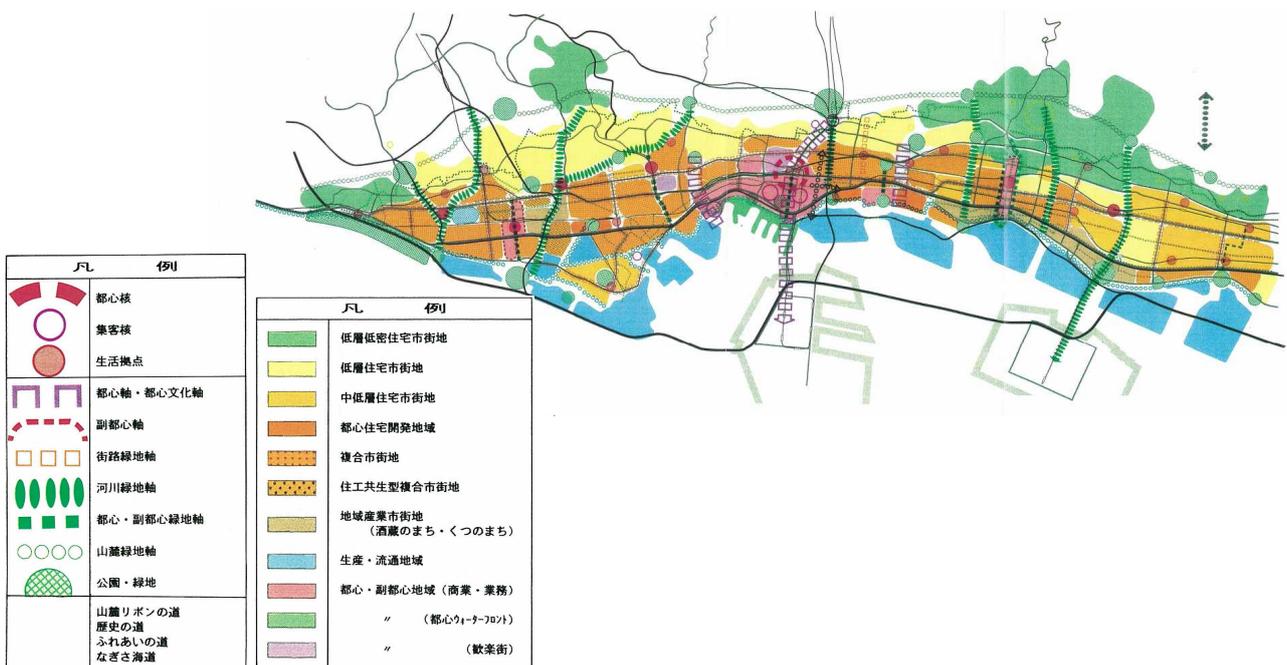
〔都市核〕

既存都市核	憩いの都市核	新都市核
これまでの都市機能の集積を生かすとともに今後の一層の充実・強化を図るべき拠点	良好な自然環境・歴史的環境を生かし、憩いの場として活用すべき拠点	長期的視点から、都市軸の結節点として都市構造上重要であり新たに都市機能を整備すべき拠点
海上都市 東神戸市街地 都心 西神戸市街地 六甲北ニュータウン周辺 西神ニュータウン周辺	須磨・舞子海岸周辺 有馬周辺 帝釈・丹生・つくばら周辺 雄岡山・雌岡山周辺	中央丘陵周辺 淡河周辺

出典：神戸市復興計画ガイドライン

□復興計画の都市構想図

将来構想図



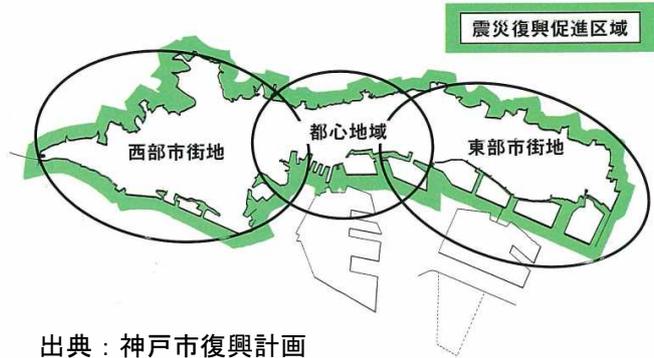
出典：神戸市復興計画

④地区別の復興まちづくり計画

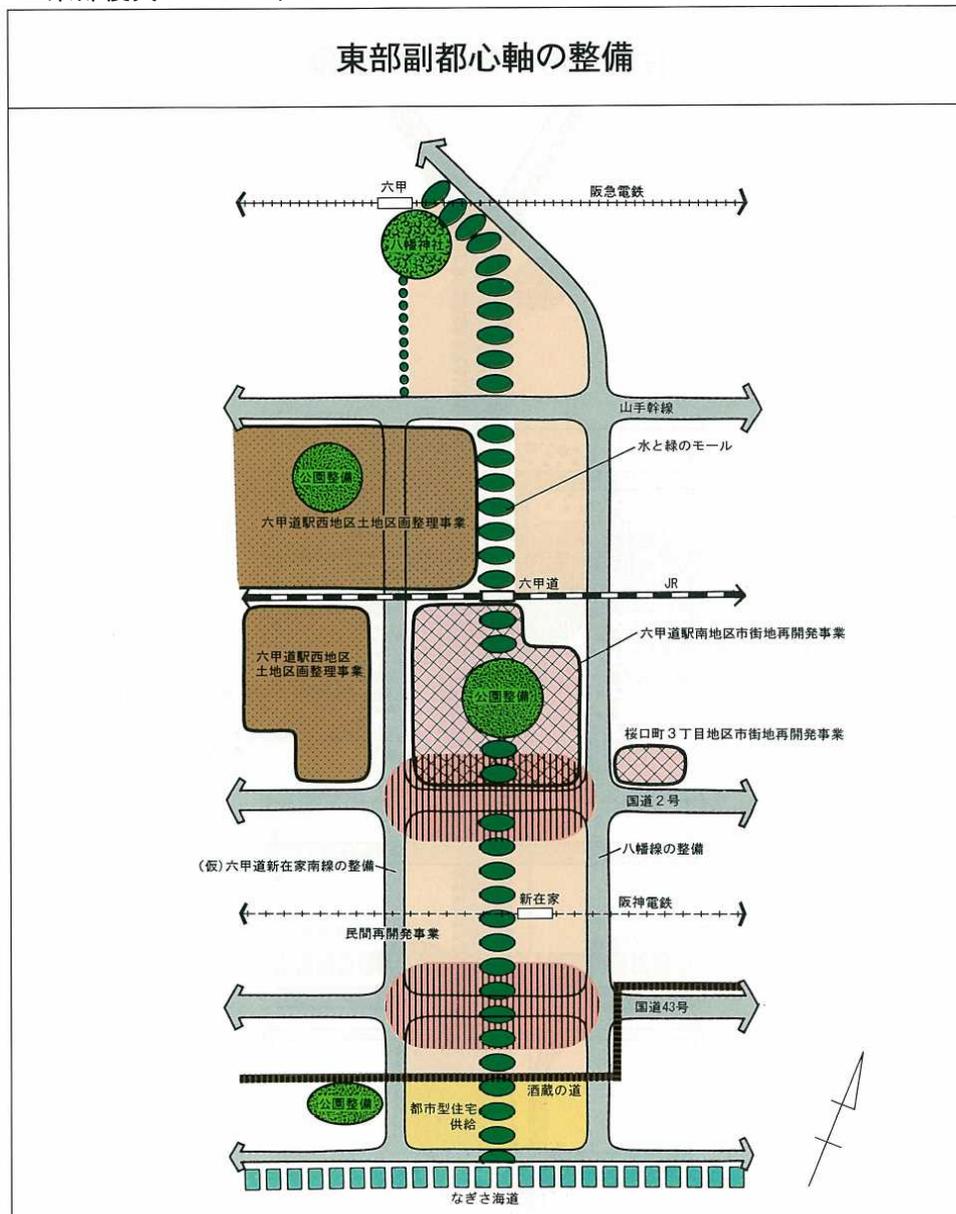
復興計画の市街地復興計画では、地域ごとの特性を踏まえ、3地域に分け、地域復興計画を示し、地域復興の視点、復興まちづくりの方向性、地域復興プロジェクトを設定している。

また、地域復興プロジェクトにおいて、土地区画整理事業等の主な市街地整備手法を設定している。

□復興計画の市街地復興計画における対象地域



□東部復興プロジェクト



出典：神戸市復興計画

2 新潟県中越地震からの復興まちづくりの事例

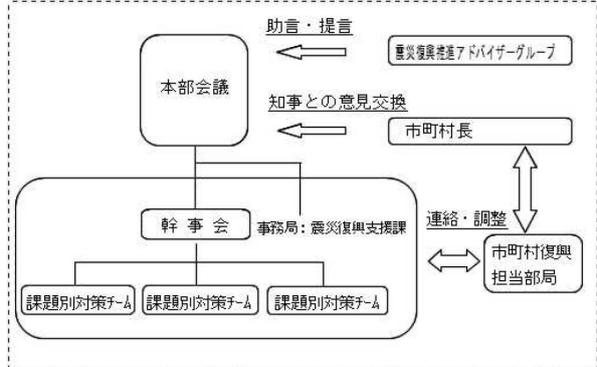
(1) 復興体制

①復興体制（新潟県）

新潟県中越大震災復興計画に基づく復興施策の確実な実施と総合調整を図るため、「新潟県中越大震災復興本部」を設置した。知事を本部長に、副知事、出納長、関係部局長、関係地域振興局長による 25 名で構成した。本部会議では、必要に応じて、被災市町村長との意見交換を行うとともに、有識者である震災復興推進アドバイザーから助言・提言を受けた。

また、主管課長を構成する幹事会を設置し、下部組織として、課題別対策チームを設置して、復興まちづくりが進められた。

□新潟県中越大震災復興本部の体制

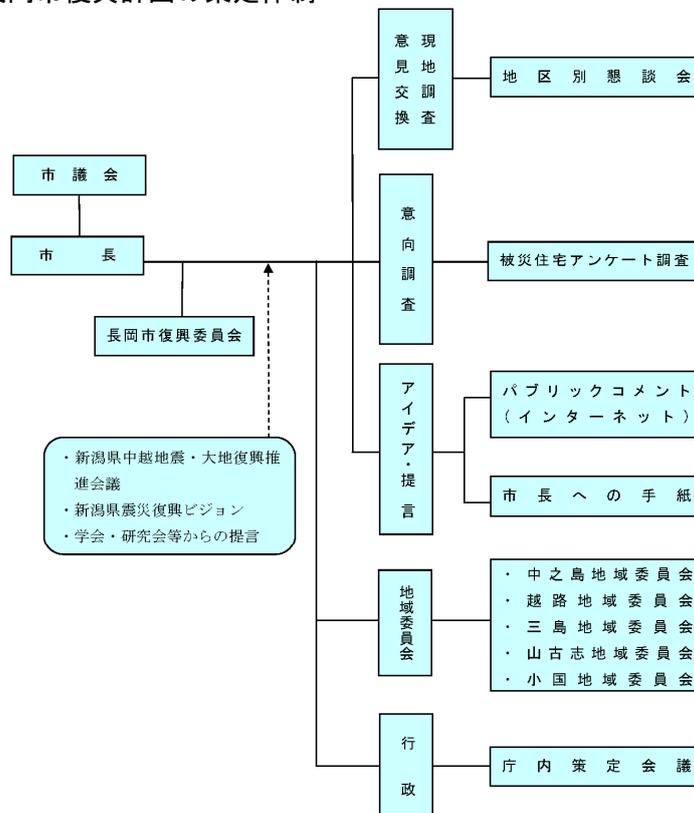


出典：新潟県中越大震災 復興検証報告書

②復興計画の策定体制（新潟県長岡市）

復興計画は、「新潟県震災復興ビジョン」の方向性を踏まえつつ、大学教授等で組織した新潟県中越地震・大地復興推進会議や学会・研究会等の提言、市民、地域委員会の意見等を尊重しながら策定した。

□長岡市復興計画の策定体制



出典：長岡市復興計画

(2) 復興手順（新潟県長岡市、山古志村、小千谷市）

長岡市、山古志村と小千谷市の復興手順を時間軸で整理すると下表のとおりとなる。

□発災から復興まちづくりの時期と取組内容

		新潟県長岡市、山古志村、小千谷市	
発災		平成16年10月23日	新潟県中越地震（長岡市、旧山古志村他）
復興まちづくりの時期と取組内容	～1ヶ月		被災状況把握（山古志村が長岡市への全村避難を決定）
		11月3日	避難所の住民を集落ごとに再編（旧山古志村）
	～3ヶ月	11月24日	仮設住居入居開始（長岡市）
		12月3日	仮設住宅入居開始（小千谷市）
12月10日		仮設住居入居開始（旧山古志村）	
12月22日		仮設住宅への入居等により避難所が閉鎖	
～6ヶ月	平成17年3月15日	山古志復興プラン策定（旧山古志村）	
	3月29日	山古志復旧・復興支援プログラム作成（国）	
	4月1日	長岡市・中之島町・越路町・三島町・山古志村・小国町合併	
	7月19日	小千谷市復興計画策定	
6ヶ月～		8月10日	長岡市復興計画策定 各種設計・事業へ 順次、事業実施、完了

(3) 復興計画（新潟県長岡市）

旧山古志村では、長岡市との合併前である平成17年3月15日に山古志復興プランを策定した。長岡市では、山古志村等との第一次市町村合併後の平成17年8月10日に長岡市復興計画を策定した。また、第二次市町村合併や新潟県中越沖地震の発生等を踏まえ、平成20年3月に復興計画を改訂した。

①復興計画の構成

長岡市復興計画の構成は、下表のとおりである。

□復興計画の構成

	長岡市復興計画
はじめに	—
第1章 基本的な考え方	・計画の役割と対象範囲、復興にあたっての基本的な視点、計画の体系、計画の推進管理
第2章 安全・安心なまちづくり	・災害に強い社会基盤の整備、防災体制の強化
第3章 重点プロジェクト	・生活再建のための住宅支援、新たな観光・交流産業の創出、災害メモリアル拠点の整備、中越市民防災安全大学の開設、中山間地域の農林業の再生
第4章 目標別復興計画	・基本目標、各論（生活再建、まちの活性化、教育・文化・コミュニティの再建、中山間地域の再生）、インフラ復旧計画
第5章 特定地区の復興プラン	・山古志地域・大田地区（長岡地域）、中之島市街地（中之島地域）、その他地区（裏瀬地区（長岡地域）、法末地区（小国地域）、山野田地区（小国地域）、西谷地区（越路地域））

②基本方針

長岡市復興計画では、地域社会に求められる復興の姿として次の3点を重要な視点としている。

＜復興にあたっての基本的な視点＞

- 1 安全な暮らしを確保する
- 2 災害をバネに地域社会の活力を高める
- 3 中山間地域の持続性を確保する

③地区別の復興まちづくり計画

長岡市復興計画では、「長期避難を余儀なくされている地区」または「防災集団移転が想定される地区」である6地区を「特定地区」に位置づけ、復興の方向性を示している。

＜山古志地域・大田地区の復興の方向性＞

- 1 安心して夢を持って暮らし続けられる地域の形成
- 2 中山間地域の生活産業の創出
- 3 地域観光の核となる蓬平温泉の復興
- 4 生涯現役で暮らせるむらづくり
- 5 美しさと伝統ある地域としての持続的発展

3 東日本大震災からの復興まちづくりの事例

(1) 復興体制（岩手県宮古市、宮城県本吉郡南三陸町）

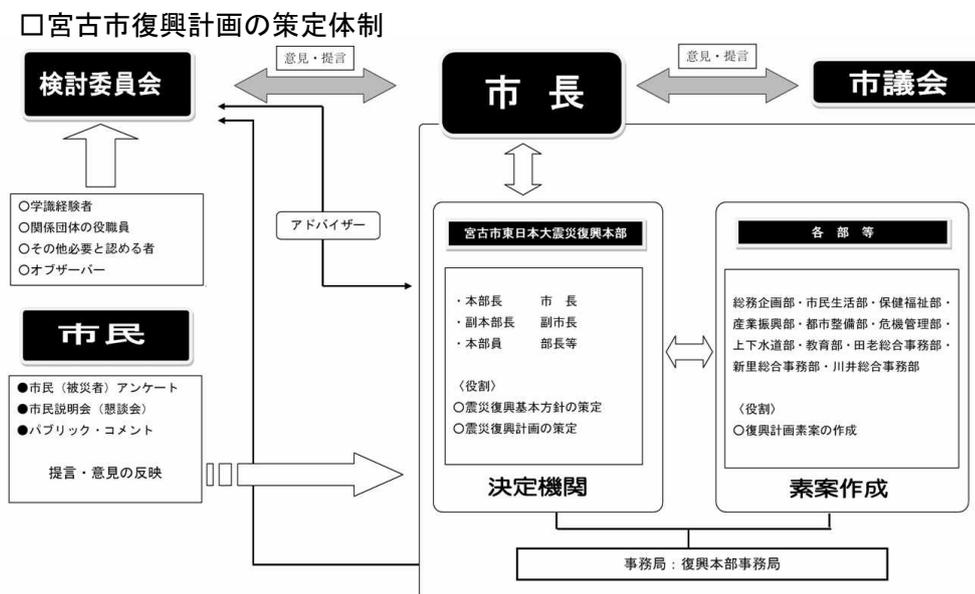
－ 1 岩手県宮古市の復興体制、復興計画の策定体制

①復興体制

宮古市では、被災から約3ヶ月後の平成23年6月20日に、復興の総括・企画調整を専門的に行う組織として、総務企画部に「復興推進室」を設置して、復興まちづくりが進められた。地区別の復興まちづくりは、都市計画課が担当して進められた。

②復興計画の策定体制

庁内組織を中心に復興計画を作成し、学識経験者を含めた検討委員会、市民意見を踏まえて、計画を策定した。

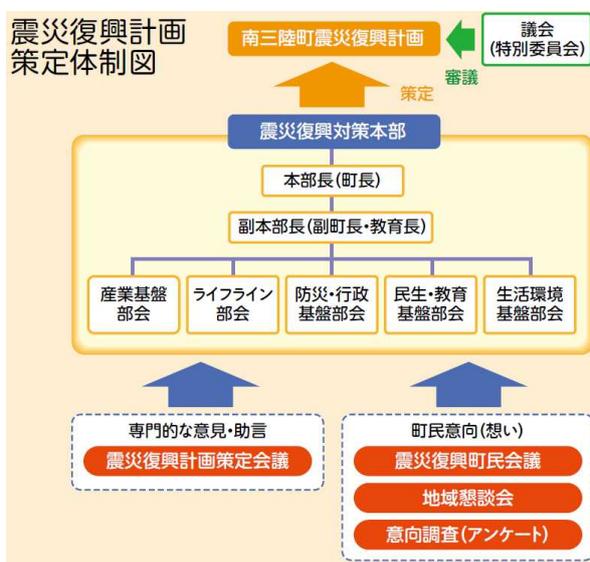


－ 2 宮城県本吉郡南三陸町の復興計画の策定体制

庁内組織と学識経験者を含めた震災復興計画策定会議や町民で構成された震災復興町民会議等と協議を行い、復興計画を策定した。

また、被災前の平成 22 年 11 月 3 日に連携協定を結んでいた宮城大学が、震災復興計画策定会議への参画等を行った。

□南三陸町震災復興計画の策定体制



出典：南三陸町震災復興計画（概要版）

(2) 復興手順

－ 1 宮城県石巻市の復興手順

宮城県石巻市の復興手順を時間軸で整理すると下表のとおりになる。

□発災から復興まちづくりの時期と取組内容

		宮城県石巻市	
発災		平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災（石巻市他）
復興まちづくりの時期と取組内容	～ 1 ヶ月	4 月 8 日	被災状況把握、行方不明者の搜索
		4 月 28 日	建築制限区域（建築基準法第 84 条）の指定
	～ 3 ヶ月	6 月	仮設住宅入居開始
			被災現況調査や復興パターン検討、復興手法検討着手（国）
	～ 6 ヶ月	7 月 29 日	東日本大震災からの基本方針（国・東日本大震災復興対策本部）
		8 月 22 日	石巻市震災復興基本計画骨子を公表
9 月 12 日		被災市街地復興推進地域の都市計画決定	
～ 1 年	12 月 22 日	石巻市震災復興基本計画策定	
	12 月 26 日	東日本大震災復興特別区域法施行（国）	
	平成 24 年 1 月 16 日	東日本大震災復興交付金制度要綱（国）	
1 年～	2 月 10 日	復興庁を発足（国）	
	3 月 30 日	石巻市復興整備計画策定	
	12 月 1 日	都市計画制限及び建築基準法第 39 条に基づく災害危険区域の指定	
		各種設計・事業へ 順次、事業実施、完了	

－ 2 宮城県本吉郡南三陸町の復興手順

宮城県本吉郡南三陸町の復興手順を時間軸で整理すると下表のとおりになる。

□発災から復興まちづくりの時期と取組内容

		宮城県南三陸町	
発災		平成23年3月11日	東日本大震災（南三陸町他）
復興まちづくりの時期と取組内容	～1ヶ月	4月8日	被災状況把握、行方不明者の捜索 建築制限区域（建築基準法第84条）の指定
		～3ヶ月	4月28日
	～6ヶ月	6月	被災現況調査や復興パターン検討、復興手法検討着手（国）
		6月27日	南三陸町震災復興基本方針（素案）策定
		7月29日	東日本大震災からの基本方針（東日本大震災復興対策本部）
		9月30日	南三陸町震災復興基本計画（素案）策定
		11月11日	被災市街地復興推進地域の都市計画決定
	～1年	12月26日	東日本大震災復興特別区域法施行（国）
		12月26日	南三陸町震災復興基本計画策定
	1年～	平成24年 1月16日	東日本大震災復興交付金制度要綱
4月1日		都市計画制限及び建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定	
7月9日		南三陸町復興整備計画策定 各種設計・事業へ 順次、事業実施、完了	

(3) 市街地復興計画

市街地復興計画は、復興計画に基づき、市街地の被災地域を対象として、土地利用の方針や市街地整備の方針等を示すことを目的に策定されている。

市街地復興計画の策定項目は、市町村の被災状況や地域特性に応じて異なるが、おおむね次の事項が定められている。

<市街地復興計画の策定項目>

- 1 市街地復興計画の目的、計画の位置づけ、対象区域
- 2 被災状況
- 3 現状把握、課題の整理
- 4 復興まちづくりの目標、基本方針
- 5 土地利用の方針・将来都市構造
- 6 分野別の復興まちづくりの方針
- 7 地区別まちづくり計画 ※被害が市町村全域に及ぶ場合に限る

①市街地復興計画の構成

計画の構成は、まちの被災状況と、被災前のまちの特性を踏まえて、復興まちづくりの目標、土地利用や市街地整備に向けた基本的な方針が定められている。地区別のまちづくり計画は、市町村全域が被災し、計画対象区域を市町村全域とした場合に策定されている事例が多い。

東松島市復興まちづくり計画は、復興に関する総合的な計画として、地域経済・社会、産業までを含めて策定し、地区別土地利用計画では、市街地整備の方向性を含む復興方針図をとりまとめている。

宮古市東日本大震災復興計画は、基本計画と推進計画に区分し、段階的に計画を策定している。推進計画の地域別復興まちづくりの推進では、復興に向けた具体の事業が位置づけられている。

大崎市中心市街地復興まちづくり計画は、被害の大きい中心市街地を対象に策定している。

□市街地復興計画の構成

	東松島市復興 まちづくり計画 (復興に関する総合的な 計画)	宮古市東日本大震災 復興計画 【基本計画】 (復興に関する総合的な 計画)	大崎市中心市街地復興 まちづくり計画 (市街地復興に関する計 画)
はじめに ・目的、 位置づけ 等	序章 復興まちづくり計 画について ・趣旨、期間、策定方法等	1 はじめに ・計画の目的、位置づけ等	1 大崎市中心市街地復興 まちづくり計画 ・計画の趣旨、位置づけ
被災状況 まちの現 況課題の 整理	東北地方太平洋沖地震に 関する東松島市被害状況 ・災害の概況、被害の状況	—	2 中心市街地の概況 ・まちの歴史、まちの宝、 まちの機能、被災状況 3 課題の整理
復興まち づくりの 目標、方 針 土地利 用の方 針	第1章 復興まちづくり の基本方針 ・復興まちづくりの将来像 ・基本方針	2 都市基盤づくりの方針 ・多重防災型まちづくりの 構築、土地利用、交通網、 公共施設の復興と防災力	4 復興まちづくり計画 ・基本理念とテーマ ・復興まちづくりの目標 ・基本方針 ・土地利用の方針 ・具体的取組
分野別の 取り組み	第2章 分野別取組み ・防災・減災による災害に 強いまちづくり、支え合 って安心して暮らせる まちづくり、生業の再生 と多様な仕事を創るま ちづくり、持続可能な地 域経済・社会を創るま ちづくり	3 復興に向けた取組み ・すまいと暮らしの再建、 産業・経済復興、安全な地 域づくり等	—
地区別ま ちづくり 計画	第3章 地区別土地利用 計画	5 地域別復興まちづくり の方向性 【推進計画】 1 復興事業の推進 2 地域別復興まちづくり の推進	—
重点プロ ジェクト	第4章 リーディングプ ロジェクト ・重点プロジェクト ・いっしん（一新・一心・ 一進）プロジェクト ・リーディングプロジェク トのまとめ	4 復興重点プロジェクト ・すまい再建支援プロジェ クト ・みなとまち産業振興プロ ジェクト ・森・川・海の再生可能エ ネルギープロジェクト ・防災のまち協働プロジェ クト ・災害記憶の伝承プロジェ クト	—
実現に向 けて		6 復興を推進するために	5 計画の実現に向けて

②基本方針（宮城県東松島市、宮城県大崎市）

復興まちづくりの目標、基本方針は、市町村全域での復興に関する理念等をまとめた復興計画を踏まえて、土地利用、都市施設、市街地整備の内容を具体化するよう、設定している。

□市街地復興計画の基本方針

	市街地復興計画の目標、基本方針
○事例1 東松島市復興まちづくり計画（宮城県東松島市）	■基本方針 【1】 防災・減災による災害に強いまちづくり ～防災自立都市の形成～ 【2】 支え合って安心して暮らせるまちづくり 【3】 生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり 【4】 持続可能な地域経済・社会を創るまちづくり
○事例2 大崎市中心市街地復興まちづくり計画（宮城県大崎市）	■復興まちづくりの目標 目標1 災害への“備え”と“支え合い”がある安全・安心なまち 目標2 暮らす人、働く人、出会う人、皆が集いふれあうまち 目標3 誇りや愛着をもち、暮らし続けることができるまち 目標4 気持ちよく歩き、憩うことができるまち 目標5 お互いの顔がみえる“つながり”と“共助”のあるまち

資料3 市町村の復興事前準備の取組事例

市町村が行っている被災前の市街地復興のため取組事例を整理する。各項目は市街地復興のための事前準備ガイドラインの「第4章 市町村における復興事前準備の進め方」におけるステージ・Stepの順で整理する。

□取組事例の一覧

ステージ・フォローアップ		Step	項目	事例	
【基礎編】	ステージ1 復興事前準備の必要性に気づき、自らのまちの取組状況を確認する	Step 1 復興事前準備の取組内容を学び、その必要性に気づく	—	—	
		Step 2 自らのまちの復興事前準備の取組状況を確認する	—	—	
	ステージ2 復興事前準備に取り組む	Step 3 まちの基礎データと被害想定を重ね合わせ、まちの課題を集約し、共有する	1 基礎データの整理、分析	事例1 静岡県富士市	
		Step 4 復興事前準備の必要性を問いかけ、復興まちづくりの課題を認識する	2 復興まちづくりイメージトレーニング	事例2 東京都江戸川区 事例3 さいたま市	
		Step 5 復興体制と復興手順を検討する	3 復興体制の整備	事例4 東京都文京区 事例5 静岡県富士市	
			4 復興手順の作成	事例6 東京都文京区 事例7 静岡県焼津市 事例8 静岡県富士市	
		Step 6 計画に復興事前準備の取組を位置づける	5 地域防災計画への復興事前準備の位置づけ	事例9 東京都葛飾区 事例10 東京都豊島区 事例11 静岡県静岡市 事例12 静岡県富士市 事例13 静岡県下田市 事例14 愛知県豊明市 事例15 高知県高知市	
				6 市町村マスタープランへの復興事前準備の位置づけ	事例16 東京都葛飾区 事例17 東京都豊島区 事例18 静岡県下田市 事例19 愛知県豊明市 事例20 高知県高知市
					参考事例1 防災都市づくり計画への復興事前準備の位置づけ 参考事例2 津波防災地域づくり推進計画への復興事前準備の位置づけ
	【応用編】	ステージ3 事前復興計画づくりに取り組む	Step 7 事前復興計画を策定する	7 事前復興計画	事例21 静岡県富士市 事例22 徳島県海部郡美波町
Step 8 基礎データを整備する			—	—	
【フォローアップ】	復興事前準備をフォローアップする	Step 1 職員の復興まちづくりに必要な実務能力の習熟に向けた訓練を実施する	8 職員の習熟に向けた復興訓練	事例23 東京都	
		Step 2 住民を含めた復興まちづくり訓練に取り組む	9 住民を含めた復興まちづくり訓練	事例24 静岡県富士市	
		Step 3 復興事前準備の取組の進捗状況を検証する	—	—	

1 基礎データの整理、分析

事例1 静岡県富士市

静岡県富士市では、南海トラフ巨大地震による被害を想定し、発災後、迅速かつ着実に復興できるよう、復興に向けたまちづくりに関することを平常時から市民・事業者・行政で共有することを目的とした「富士市事前都市復興計画（平成28年3月）」を策定している。

その中の復興ビジョン編では、富士市都市計画マスタープランの策定時に整理した基礎データ等を活用して分析している。

□基礎データの整理

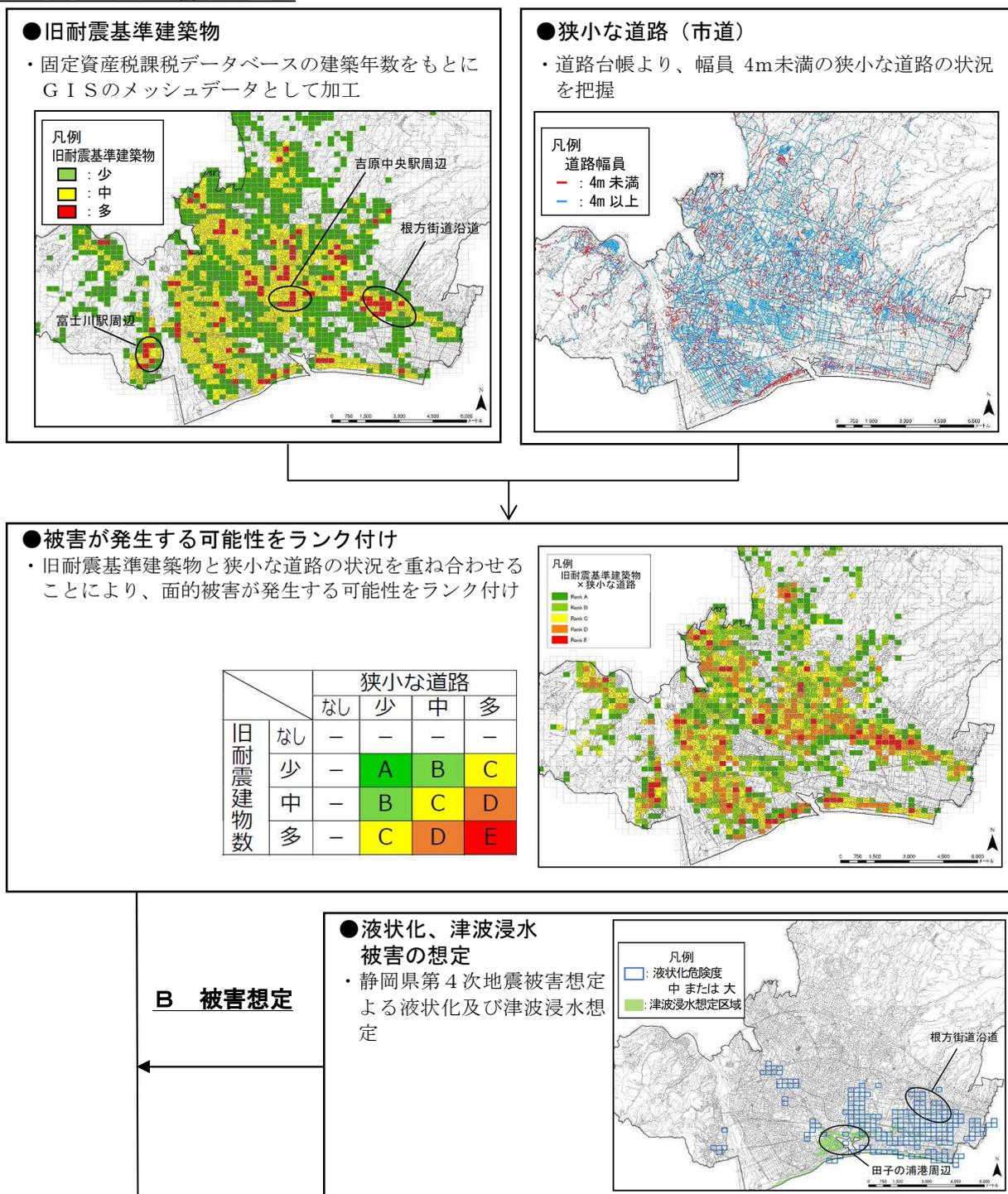
大項目		小項目	出典
まちの基礎データ	人口	人口推移、将来人口	国勢調査
		高齢化率	上位関連計画(人口ビジョン等)
	産業	工業出荷額	工業統計調査
		事業所数	
		商品販売額 商店数	商業統計調査
	財政	歳入歳出推移	市町村統計資料
	土地・建物利用	土地利用、建物利用等	都市計画基礎調査、 固定資産税課税データ等
		教育施設	国土数値情報
		医療施設 福祉施設	
	都市基盤整備状況	都市計画道路整備状況	都市計画基礎調査
		狭あい道路	道路台帳
		市街地再開発事業	都市計画基礎調査
		土地区画整理事業	
	用途地域	-	都市計画図
上位関連計画	総合計画	防災分野の位置づけ・施策	-
	富士市都市計画 マスタープラン	防災分野の位置づけ・施策	-
	地域防災計画	-	-
被害想定	人的被害等	-	静岡県第4次地震 被害想定
	建物被害	-	
	津波浸水被害	-	
	液状化東	-	

具体の分析方法は、「旧耐震基準建築物（昭和 56 年以前の建築物）の立地状況」と「都市基盤の整備状況」から被害が発生する可能性のランク付けを行い、これに、「第 4 次地震被害想定」等の被害想定を重ね合わせることで、被害特性を想定している。

想定した被害特性と富士市都市計画マスタープランにおける将来都市構造の拠点を重ね合わせることで、復興まちづくりに関する問題点を抽出している。

□ 具体の分析方法

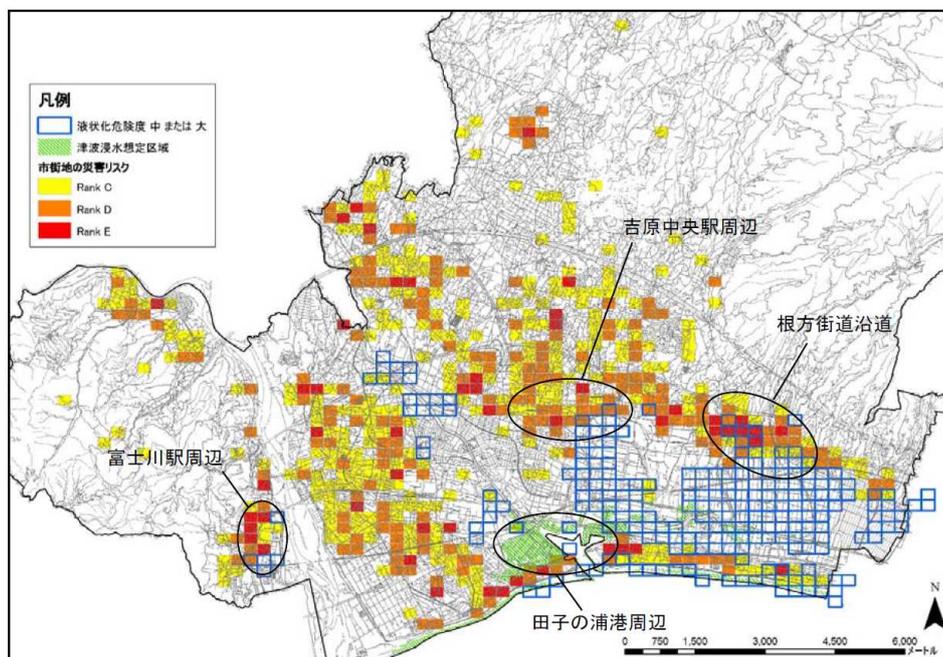
A まちの現況・課題の整理



C 被災時に想定される 現況、課題の整理

●被害特性のまとめ

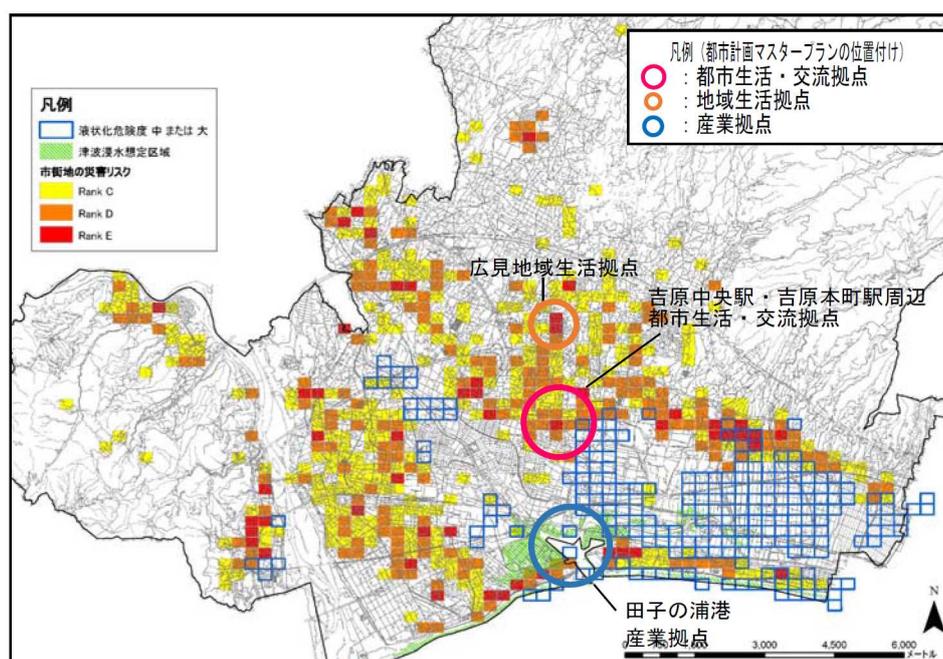
- ・「液状化及び津波浸水被害の想定」と「旧耐震建築物と狭小な道路の状況の重ね合わせ」から被害の特性を想定。



●富士市都市計画マスタープランにおける将来都市構造の拠点と被害特性の重ね合わせ

大きな被害が想定されている「拠点」は、以下のとおりとなる。

- ・「吉原中央駅・吉原本町駅周辺都市生活・交流拠点」で、建物倒壊による面的な被害が想定される。
- ・「広見地域生活拠点」で、建物倒壊による面的な被害が想定される。
- ・「田子の浦港産業拠点」で、津波による面的な被害が想定される。



2 復興まちづくりイメージトレーニング

事例2 東京都江戸川区

東京都江戸川区では、復興事前準備に関する意識の向上等を目的として復興まちづくりイメージトレーニングを実施している。

<実施概要>

江戸川区の復興まちづくりイメージトレーニングは、2部構成で実施している。第1部は、復興事前準備の概要、第2部は、復興まちづくりイメージトレーニングを実施している。

- ・参加者：区職員のほか、都、国
- ・実施時期；平成29年10月24日

□プログラム

項目		内容
第1部 復興事前準備の概要		<ul style="list-style-type: none">・国土交通省より復興事前準備の対策の現状と取組について説明・有識者より過去の教訓を活かした復興事前準備の必要性について講演・江戸川区より取組紹介
第2部 復興まちづくりイメージトレーニング	(1) 市街地復興シナリオ	<ul style="list-style-type: none">・世帯の世帯属性と被災状況等を設定し、参加者が被災世帯になりきって、多様な人生の選択肢を生活再建シナリオとして描いた上で、それぞれのシナリオが成り立つための必要条件について検討
	(2) 生活再建シナリオ	<ul style="list-style-type: none">・市街地の被災状況を設定し、都市計画のプランナーの視点から復興の目指すべき将来像を描き出し、描き出された将来像を実現するために必要となる新たな事業手法、事業上の工夫点、施策を検討
	(3) 生活再建シナリオを考慮した市街地復興シナリオを検討	<ul style="list-style-type: none">・早く元の生活水準に戻りたいという個人の視点から検討した「生活再建シナリオ」と良好な市街地として復興させるべきという行政の視点から検討した「市街地復興シナリオ」を両立できるようにそれぞれの条件や課題等を考え、解決策・支援策を検討

<参加者アンケートの結果>

参加者に全体を通してのアンケートを行った結果、約9割が「実施してよかった」との回答であった。

復興事前準備の取り組みが進んでいない地方自治体における意識啓発の手段としての有効性は、約8割が「有効な手段である」との回答であった。



事例3 さいたま市

さいたま市では、大規模地震で被災した市街地の復興に備える取組として、復興について必要な知識やノウハウの蓄積、職員の災害対応能力の向上を目的として復興まちづくりイメージトレーニングを実施している。

<実施概要>

さいたま市の復興まちづくりイメージトレーニングでは、行政職員だけでなく、市民や大学等も参加し、復興まちづくりイメージトレーニングを実施している。

- ・参加者：市職員のほか、市民（まちづくりサポーター※、防災アドバイザー）、ライフライン及び住宅関連事業者、県、国、近隣自治体、大学等

※埼玉県では、地域のまちづくりに興味、理解、熱意のある方に、県のまちづくり施策の計画・実行・評価・改善に協力してもらう制度を設置（埼玉県まちづくりサポーター制度）しており、その制度に登録している市民。

- ・実施期間：平成25年度から実施

□プログラム

項目	内容
(1) 市街地復興シナリオ	・ 世帯属性、各世帯の被災状況等を設定し、被災住民になりきって、生活を再建するシナリオを作成
(2) 生活再建シナリオ	・ 市街地の被災状況を設定し、都市計画プランナーの立場から、市街地を復興するシナリオを作成
(3) 生活再建シナリオを考慮した市街地復興シナリオを検討	・ 生活再建と市街地復興の2つのシナリオを比較し、実現可能性や問題点を検討

<参加者アンケートの結果>

参加者にアンケートを行った結果、トレーニングの重要性は、約9割以上が「重要である」との回答であった。

今後の実施意向は、約9割が「実施したい」との回答であった。

3 復興体制の事前検討

事例4 東京都文京区

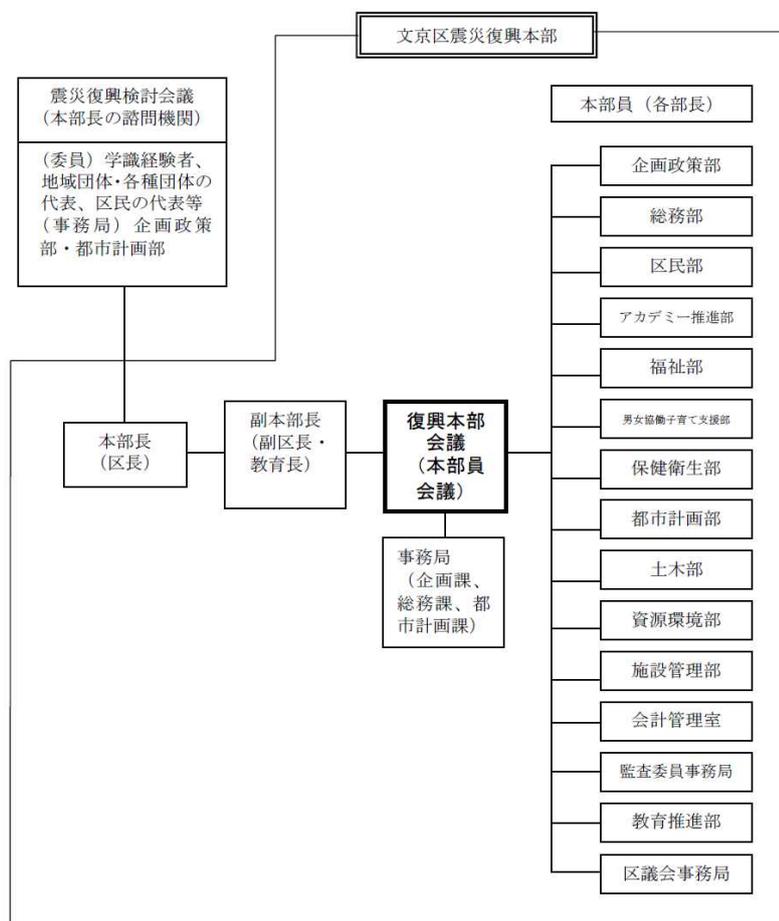
東京都文京区では、次の2点を目的とした「文京区震災復興マニュアル（平成27年3月修正）」で復興体制を位置づけている。

<目的>

- ① 短期間で膨大な事務・作業を効率的にこなすための手順を準備すること。
- ② 市街地整備を円滑に進めるための計画・技術面の手順を準備すること。

復興体制は、予め、復興を迅速かつ組織的、計画的に進めることを目的として区震災復興本部の庁内体制を整備し、各部・各課の役割指揮命令系統を整理している。

□震災復興本部の体制



出典：文京区震災復興マニュアル

□各部・各課の役割

部	課	分掌業務
企画政策部	企画課	・震災復興総合計画の策定に関すること等
都市計画部	都市計画課	・都市復興基本方針・基本計画の策定・公表に関すること。 ・復興まちづくり計画等の策定に関すること等

事例5 静岡県富士市

静岡県富士市では、「富士市事前都市復興計画（平成28年3月）」で復興体制を位置づけている。

その中の復興プロセス編では、復興体制として、地域が一体となった復興まちづくりを進めるには、地域住民の復興への意欲と合意形成が不可欠であることから、地域住民等により構成された「復興まちづくり協議会」を位置づけている。

また、この組織の設立や運営は、地域住民が主体となるが、地域住民だけでは困難であることが想定されるため、コンサルタントや学識者等をはじめとする中間支援組織の参画を位置づけている。

□復興まちづくりの体制図



出典：富士市事前都市復興計画

4 復興手順の作成

事例6 静岡県焼津市

静岡県焼津市では、被災したまちの都市復興計画を策定し、迅速かつ円滑に市街地の復興を進めることを目的とした「焼津市震災復興都市計画行動計画（平成19年7月）」で復興手順を位置づけている。

復興手順として、職員向けに、被災後の時間軸で取組内容を整理し、あわせて実施主体となる部局を整理している。

焼津市震災復興都市計画行動計画 一覧表

期間	重点事項	都市計画課	都市整備課	建築指導課	住宅営繕課	区画整理課	下水道課	
発災直後～おおむね2週間	人命救出・被害状況把握	発災後の初期期は、人命救出を最優先とし、被害状況の把握に努める。建築指導課は、被災建築物の応急危険度判定作業の実施。人心が不安定な時期に復興の話を検討することは、不可能なため、人命救出と状況把握及び応急的な被災者の支援を中心とした活動を行う。						
2週間～2ヶ月	被災状況の把握、整理	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 課長等の被災状況報告を整理し大規模な被害のあった地域を把握する。		<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 応急危険度判定結果に基づく、被災状況の集約を行う。				
	市復興方針の決定 (震災復興本部は被災情報をもとに市復興方針について検討し決定する。)	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 被災情報をもとに大規模被災地域の復興について検討する。 (都市計画の観点から復興方針を探る。最終決定は震災復興本部)	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 被災情報をもとに大規模被災地域の復興について検討する。 (都市計画の観点から復興方針を探る。最終決定は震災復興本部)	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 被災情報をもとに大規模被災地域の復興について検討する。 (都市計画の観点から復興方針を探る。最終決定は震災復興本部)	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 被災情報をもとに大規模被災地域の復興について検討する。 (都市計画の観点から復興方針を探る。最終決定は震災復興本部)	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 被災情報をもとに大規模被災地域の復興について検討する。 (都市計画の観点から復興方針を探る。最終決定は震災復興本部)	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 被災情報をもとに大規模被災地域の復興について検討する。 (都市計画の観点から復興方針を探る。最終決定は震災復興本部)	
	緊急復興地区の決定	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 緊急に面的整備等が必要と判断される地区について建築指導課、県と協議し緊急復興地区として定める。		<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 緊急に面的整備等が必要と判断される地区について都市計画課と協議し緊急復興地区として定める。必要に応じて県と協議する。				
	緊急復興地区について建築基準法第84条に基づく建築制限区域指定	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 県との協議のための資料を整える。 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 県と協議し、指定日の調整などを行う。	※状況に応じて必要があれば速やかに対応する 建築基準法第85条第1項において、指定した区域内では、災害により破壊した建築物の応急修繕又は、次に掲げるもので、一月以内に工事に着手するものは、建築基準法上の規定は適用しない 1 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 地区指定のための指定図書を作成する。 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 県と協議し、指定日の調整などを行う。 <input type="checkbox"/> 済 (年 月 日指定) 建築制限区域の指定 (地区名:) (地区名:) (地区名:) <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 地区住民に対して公告を行う。 ①公告 ②復興ニュースなどの広報 ③報道機関からの広報 期間は発災後1ヶ月とする。 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 建築相談窓口を設置し相談業務を行う				
	緊急復興地区における建築制限期間の延長	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 延長が必要な場合の資料を整える。 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 県と協議し、延長に関する調整を行う。		<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 延長が必要な場合の資料を整える。 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 県と協議し、延長に関する調整を行う。 <input type="checkbox"/> 済 (年 月 日延長) 建築制限区域の指定延長 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 地区住民に対して公告を行う。 ①公告 ②復興ニュースなどの広報 ③報道機関からの広報 期間は発災後2ヶ月とする。				
被災市街地復興推進地域の指定 (都市計画法第10条の4)	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 計画案を作成する。 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 必要に応じ関係課と協議する。 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 県と都決について下協議を行う。 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 地域住民への説明会を開催する。 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 計画案を複製し、意見を求める。 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 都市計画審議会委員へ会議招集連絡を行う。 <input type="checkbox"/> 済 決定告示(年 月 日告示) <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 地区住民に対して周知を行う。 ①復興ニュースなどの広報 ②報道機関からの広報	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 事業化について検討する。	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 建築基準法第84条、第85条に関する建築物違反処理を実施	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 被災市街地復興推進地域を中心に住宅復興支援策などを検討する。 (住宅建設資金融資対策、家賃軽減策など)	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 事業化について検討する。	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 事業化について検討する。		
その他の業務	<input type="checkbox"/> 着手 通常の都市計画業務の処理 (都市計画法第50条、地区計画、土地利用等) 緊急復興地区外の申請相談業務などの処理。 官民境界などの確認が容易でないことなどに留意する。		<input type="checkbox"/> 着手 通常の建築行為等に対する許可事務 緊急復興地区外の区域における建築確認申請 仮設住宅建設に支障がないことや、各種の市計画に支障がないこと、また、官民境界などの確認が容易でないことなどに留意する。 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 仮設住宅の建設を行う。					
2ヶ月～2年	被災市街地復興推進地域内における建築制限	<input type="checkbox"/> 着手 地域内の建築について53条許可申請業務の処理。		<input type="checkbox"/> 着手 建築行為等に対する許可事務 地域内についての制限内容チェック				
	被災市街地復興推進地域内における土地区画整理事業等の原案作成	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 地区内住民の協議の場を設置する。 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 住民と協議しながら事業化に向けた具体的な整備手法を決めていく。 (区画整理、再開発、地区計画、都市施設など) <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 庁内関連課と事業化に向けた検討。 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 原案が固まってきたら、住民説明会を開催し、地区住民の意思確認を行う。 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 都市計画決定のための図書を作成する。 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 必要に応じ、県と事前協議を行う。	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 住民と協議しながら事業化に向けた具体的な整備手法を決めていく。 (区画整理、再開発、地区計画、都市施設など) <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 庁内関連課と事業化に向けた検討。 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 検討作業をもとに補助メニューを選択する。 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 必要に応じ、県と事前協議を行う。	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 被災市街地復興推進地域を中心に住宅復興支援策などを実施。 (住宅建設資金融資対策、家賃軽減策など) <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 住民と協議しながら事業化に向けた具体的な整備手法を決めていく。 (区画整理、再開発、地区計画、都市施設など) <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 庁内関連課と事業化に向けた検討。 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 検討作業をもとに補助メニューを選択する。 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 必要に応じ、県と事前協議を行う。	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 住民と協議しながら事業化に向けた具体的な整備手法を決めていく。 (区画整理、再開発、地区計画、都市施設など) <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 庁内関連課と事業化に向けた検討。 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 検討作業をもとに補助メニューを選択する。 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 必要に応じ、県と事前協議を行う。			
	案の決定	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 案の複製の準備 縦覧実施、意見募集						
	都市計画の開催	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 都市計画審議会委員へ会議招集連絡を行う。 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 都市計画審議会の開催/案の決定 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 事業手法により県知事同意又は決定。 <input type="checkbox"/> 済 決定告示(年 月 日告示)						
都市計画決定後引き続き作業を進める	事業認可事務	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 事業認可事務手続き <input type="checkbox"/> 済 事業認可(年 月 日)			<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 事業認可事務手続き <input type="checkbox"/> 済 事業認可(年 月 日) <input type="checkbox"/> 着手 区画整理事業とした場合の76条許可の事務処理。	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 事業認可事務手続き <input type="checkbox"/> 済 事業認可(年 月 日)		
焼津市全域についての都市復興基本計画の策定 (被災市街地復興推進地区を含む)	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 総合計画、復興方針などを考慮し、都市復興基本計画を策定する。 必要に応じ、都市計画審議会委員などの意見多求める。 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 計画の骨子について公表し、市民の意見を求める。 <input type="checkbox"/> 済 計画策定(年 月 日)			<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 都市復興計画と同時進行で住宅復興計画の策定を行う。 <input type="checkbox"/> 済 計画策定(年 月 日)				
市都市計画マスタープランの改訂	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 被災市街地復興推進地域以外の地域の復興方針等の決定 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 都市計画に関する基本的な方針の改訂作業の開始。 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 基本方針案について公表し、市民の意見を求める。 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 都市計画審議会委員へ基本方針案の説明 <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 基本方針の決定の後、市都市計画マスタープランの改訂作業へ着手する。 (住民意見の取り入れ方法についても検討) <input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 都市計画審議会を開催し、案の審議を行う。 <input type="checkbox"/> 済 市都市計画マスタープランの改訂							

出典：焼津市震災復興都市計画行動計画（概要版）

事例7 東京都文京区

東京都文京区では、次の2点を目的とした「文京区震災復興マニュアル（平成27年3月修正）」で復興手順を位置づけている。

<目的>

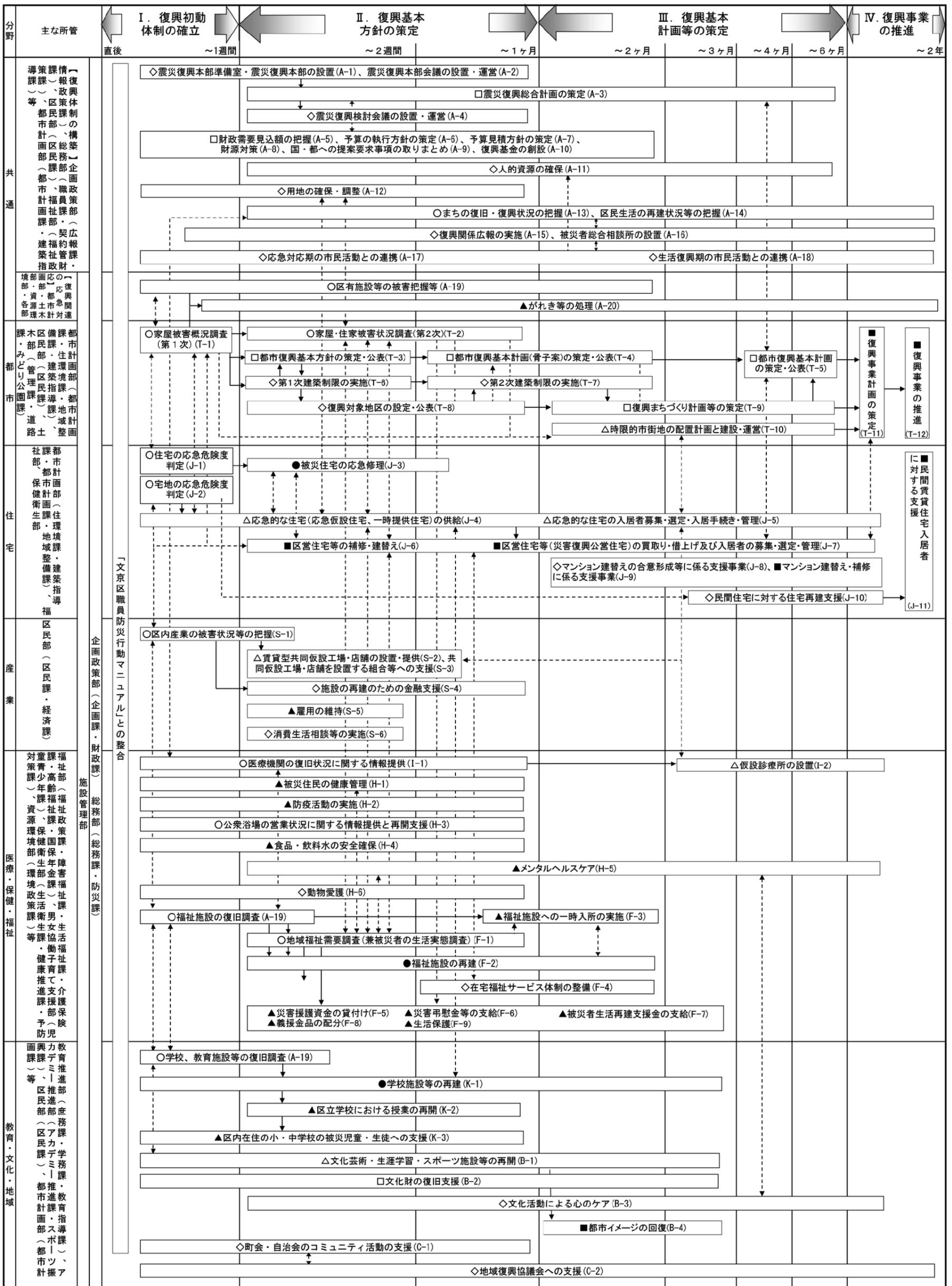
- ① 短期間で膨大な事務・作業を効率的にこなすための手順を準備すること。
- ② 市街地整備を円滑に進めるための計画・技術面の手順を準備すること。

復興手順は、上記の目的と次の3点の理由から、被災後の時間軸での取組内容と、実施主体となる担当課を整理している。

<事前復興対策が求められる主な理由>

- ① 限られた時間の中で膨大な事業を遂行しなければならないこと。
- ② 計画策定や事業遂行上、重要な意思決定が数多く求められること。
- ③ 多くの区民（被災者）との合意形成を円滑に進めなければならないこと。

□全体シナリオ



(注)1) 図中枠内の項目は、「文京区震災復興マニュアル」において検討された項目であり、今後変更されることがあります。
 2) 項目末尾の()付記号は、分野ごとの通し番号であり、行動カルテ、方法カルテのコードと一致します。
 【凡例】1) 各項目の前面に付した記号 ▲: 緊急対応系、○: 被害調査系、△: 時限的市街地系、□: 復興方針・計画系、●: 復旧事業系、■: 復興事業系、◇: その他
 2) 各項目をつなぐ矢印 →: 行動の方向 ←: 相互の関連

出典：文京区震災復興マニュアル

5 地域防災計画への復興事前準備の位置づけ

事例9 東京都葛飾区

東京都葛飾区では、「葛飾区地域防災計画（平成28年修正）」の震災編において、「復興体制」、「復興手順」と「復興訓練」を位置づけている。なお、「復興体制」と「復興手順」は、震災復興マニュアルで詳細を位置づけている。

□地域防災計画への復興事前準備に関する位置づけ

項目	概要
復興体制	<ul style="list-style-type: none"> 区長は、被害が甚大であり、震災復興施策の迅速かつ計画的な遂行を図る必要があると認めるときは、「震災復興本部」を設置する。 震災復興本部には、震災復興本部会議をおき、震災復興基本方針、震災復興計画の策定、事業計画、財政計画、人事計画等、重要事項を審議し決定する。なお、震災復興本部設置に先立ち、災害対策本部内に復興担当を設置する。 <p>※都市復興基本計画等の策定体制は震災復興マニュアルに位置づけている。</p>
復興手順	<ul style="list-style-type: none"> 復興シナリオを次のとおりとしている。 概ね1週間以内に震災復興本部を設置し、被害調査等を行い、概ね1か月で復興の基本方針を策定する。その後、様々な復興支援を講じながら、概ね6か月を目途に復興基本計画・分野別計画を策定する。 <p>■震災復興のステージと作業項目（葛飾区震災復興マニュアルによる）</p>
復興訓練	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策の要員となる職員が、災害時に的確かつ迅速な対応を行なえるよう人材育成を行なう。 ①外部機関が実施する防災に関する講習会等への職員の積極的な参加 ②災害に関する知識、動員、配備態勢、区が実施する防災対策等について周知するための講習会、講演会等の実施 ③図上訓練等による職員一人ひとりへの平常時からのマニュアル等の内容の熟知

事例 10 東京都豊島区

東京都豊島区では、「豊島区地域防災計画（平成 29 年修正）」の震災対策編において、「復興体制」、「復興手順」と「復興訓練」を位置づけている。その他、「復興マニュアルの更新」と「データ類の管理」についても位置づけている。

□地域防災計画への復興事前準備に関する位置づけ

項目	概要
復興体制	<ul style="list-style-type: none"> 被災後、災害対策本部の中に「震災復興準備室」を設置する。 震災復興準備室は、被災の状況から総合的な震災復興の必要性を検討し、「震災復興本部」の立ち上げ準備を行う。 発災後 1 週間以内に、震災復興を統括する組織として「震災復興本部」を設置する。 災害対策本部及び震災復興本部は、震災復興に関連した業務において、緊密に連携する。 <p>※都市復興基本計画の策定体制は震災復興マニュアルに位置づけている。</p>
復興手順	<ul style="list-style-type: none"> 「豊島区震災復興マニュアル」に都市復興のプロセスを示している。
復興訓練	<ul style="list-style-type: none"> 被災後の復興まちづくりを円滑に進めるため、地域協働と事前復興の考え方をもとに、復興対策として「復興訓練の実施・充実」を推進する。 <p>＜復興訓練の実施・充実＞ 区民、専門家、区職員などで訓練を行い、震災復興マニュアルや事前復興ビジョンを充実させる。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 被災後の復興まちづくりを円滑に進めるため、地域協働と事前復興の考え方をもとに、復興対策として「震災復興マニュアルの更新」、「データ類の管理」を推進する。 <p>＜震災復興マニュアルの更新＞ 被災後の混乱した状況下においても、「震災復興マニュアル」をもとに、職員が円滑に復興業務を行えるよう、適宜マニュアルを更新する。</p> <p>＜データ類の管理＞ 都市復興に係わる基礎的な各種情報を適切な管理方法により、保管・整理して、被災後直ちに活用できるように準備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①計画情報（地域地区図・都市計画道路現況図・都市計画施設図等） ②現況情報（建物用途現況図・土地利用現況図等） ③統計調査（国勢調査・住宅統計調査等） ④都市復興マニュアル基礎調査報告書 ⑤豊島区震災復興マニュアル

事例 1 1 静岡県静岡市

静岡県静岡市では、「静岡市地域防災計画（平成 29 年修正）」の一般対策編、地震対策編において、「復興体制」、「復興手順」と「復興訓練」を位置づけている。その他、地籍調査の実施を位置づけている。

□地域防災計画への復興事前準備に関する位置づけ

項目	概要
復興体制	<ul style="list-style-type: none"> 市長は地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興計画を実施する必要があると認めたときは、静岡市震災復興本部を設置する。 復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。 復興本部は災害対策本部と併設できる。復興本部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。 必要があると認めたときは、計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。 計画策定本部には、関係部局長により構成する策定委員会を置き、この下部組織として所管課長で構成するワーキンググループ、地域ワーキンググループ及び部会を設置する。 市長は、計画の策定にあたっては、広く市民各層や学識経験者の参画を得るものとする。 必要に応じ、都市・農山漁村復興計画を策定することとし、計画策定にあたっては、本部に設置される策定委員会の下部組織として、必要に応じて「都市・農山漁村復興計画部会」を設置する。
復興手順	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域内の市街地・農山漁村が被災した場合、「静岡市震災による被災市街地復興整備条例」及び「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」に基づき、すみやかに都市復興基本計画を策定し、円滑な復興事業の推進を図る。
復興訓練	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における的確な判断力の向上、併せて防災上必要な知識及び技術の向上を図るため、災害対策関係職員はもとより、広く市民に対する防災講習会、研修会、講演会等を開催し、防災知識の普及に努める。 防災知識の普及方法として、市民及び職員に対する防災教育を位置づけ、気象災害や水防の基礎知識、市の防災体制、災害救助措置等について研修会、講習会等を適宜開催、危険地域等の現地の調査と対策の検討を行い、災害時における適切な判断力と行動力の養成及び防災上必要な知識並びに技術の向上を図る。 その他、市職員に対する教育として、「防災に関する基礎知識」、「静岡県第 4 次地震被害想定の内容」、「静岡市地域防災計画地震対策編の内容」、「具体的にとるべき行動に関する知識」、「職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と役割分担）」等が位置づけられている。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。

事例 1 2 静岡県富士市

- ・静岡県富士市では、「富士市地域防災計画（平成 29 年 2 月修正）」の地震対策編において、「復興体制」、「復興手順」と「復興訓練」を位置づけている。その他、平時より地籍調査の実施を位置づけている。

□地域防災計画への復興事前準備に関する位置づけ

項目	概要
復興体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長は、地震災害により、激甚災害法に基づく激甚災害の指定基準に該当する等の甚大な被害が発生し、復旧・復興対策を実施する必要があると認めるときは、「復興本部」を設置する。 ・ 復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。 ・ 復興本部は災害対策本部と併設できる。復興本部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。 ・ 復興本部の編成及び運営は、「富士市震災復興本部条例（仮称）」及び「富士市震災復興対策本部運営要領」に定める。 ・ 必要があると認めるときは、主管の副市長を本部長とする「震災復興計画策定本部」を設置し、震災復興計画を策定する。 ・ 震災復興計画策定本部には、関係部長により構成する「震災復興計画策定委員会」を置き、所管課（室）長で構成する部会を設置する。 ・ 諮問機関として、広く市民各層や学識経験者の参画を得て、「富士市震災復興計画審議会」を設置することとし、計画策定本部が策定した計画案を速やかに富士市震災復興計画審議会に諮問する。 ・ 必要に応じ、都市復興計画を策定することとし、策定にあたっては、計画策定本部に設置される策定委員会に「都市復興計画部会」を設置する。
復興手順	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画区域内の市街地が被災した場合、災害に強い都市づくりの観点から都市機能の向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため、事前都市復興計画マニュアル編に沿って市街地を復興する。
復興訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市職員に対する教育として、「地震に関する基礎知識」、「静岡県第 4 次地震被害想定の結果等」、「富士市地域防災計画地震対策編の内容」、「具体的にとるべき行動に関する知識」、「職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と役割分担）」、「事前復興に関する知識」等について、研修会等を通じて教育を行う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。

事例 1 3 静岡県下田市

静岡県下田市では、「下田市地域防災計画（平成 29 年 2 月）」の共通対策編、地震対策編、において、「復興体制」、「復興手順」と「復興訓練」を位置づけている。

□地域防災計画への復興事前準備に関する位置づけ

項目	概要
復興体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興計画を実施する必要があると認めたときは、「復興本部」を設置する。 ・ 復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。 ・ 復興本部は下田市災害対策本部と併設できる。復興本部の運営にあたっては、下田市災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。 ・ 被災地の復興にあたっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、地域全体の合意形成が図られた「震災復興計画」を策定する。 ・ 震災復興計画策定の体制は、必要があると認めたときは、副市長を本部長とする「計画策定本部」を設置する。 ・ 計画策定本部には、関係課長により構成する策定委員会を置き、この下部組織として所管課長等により構成するワーキンググループ、地域ワーキンググループ及び部会を設置する。 ・ 諮問機関として広く市民各層や学識経験者の参画を得て、「下田市震災復興計画審議会」を設置する。 ・ 計画策定本部が策定した計画案を速やかに下田市震災復興計画審議会に諮問する。
復興手順	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用途地域内の市街地が被災した場合、災害に強く都市機能の向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。
復興訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に対する防災教育として、「地震・津波等の防災に関する基礎知識」、「静岡県第 4 次地震被害想定の内容」、「下田市地域防災計画地震対策編の概要」、「具体的に取るべき行動に関する知識」、「職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）」等について、あらゆる機会を利用して教育を行う。 ・ 地震対策として、市は県、国及び防災関係機関と共同し、又は単独で訓練を行う。 ・ 訓練にあたっては、東海地震に関連する情報が発表され、警戒宣言が発令される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等、逐次訓練内容の高度化を図り、初動対応及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性のある訓練を行い、防災対応への習熟度を高める。 ・ 訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。 ・ 随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資するものとする。

事例 1 4 愛知県豊明市

愛知県豊明市では、「豊明市地域防災計画（平成 29 年 2 月）」の共通対策編、地震対策編、において、「復興体制」、「復興手順」と「復興訓練」を位置づけている。その他、仮設住宅建設等のために、あらかじめオープンスペースの活用法について調整することとしている。

□地域防災計画への復興事前準備に関する位置づけ

項目	概要
復興体制	<ul style="list-style-type: none"> 市災対本部長（市長）は、災害対策本部の解散時において被災者の生活の復旧及び災害復旧事業の推進又は著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、豊明市復旧・復興本部を設置する。 復旧・復興本部は、学識経験者、市民の意見反映、庁内各部、県、国等との調整に基づき、市としての方針を定め、復興計画の策定を行う。 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。
復興手順	<ul style="list-style-type: none"> 県及び市は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。 なお、手続きの詳細は、愛知県震災復興都市計画の手引きによることとしている。
復興訓練	<ul style="list-style-type: none"> 防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。

事例 1 5 高知県高知市

高知県高知市では、「高知市地域防災計画（平成 27 年度修正）」の地震・津波編において、震災復興計画策定に向けて、事前に地域の将来像等を検討することを位置づけている。

また、事前の取り組みとして、南海トラフ地震が発生したことを想定し、被害の最小化につながるまちづくりを推進するとともに、発災後迅速に復旧・復興を進めるために手順の明確化や復旧・復興に関する基礎データの収集及び確認を災害発生前から実施することを位置づけている。

6 市町村マスタープランへの復興事前準備の位置づけ

事例16 東京都葛飾区

東京都葛飾区では、「葛飾区都市計画マスタープラン（平成23年）」の全体構想の分野別方針で、「震災復興まちづくりの方針」を位置づけている。

(1) 平時のまちづくりの目標、将来像への復興まちづくりの位置づけ

被害が大きな地域において、復興計画を策定する際は、単に被災前の状態に戻すのではなく、これまでよりも災害に強く、快適で持続可能なまちを実現するため、葛飾区都市計画マスタープランに位置づけた「川の手・人情都市かつしかを形成する方針」、「都市構造（分節型・多核連携型）整備の方針」を基本としたまちづくりを進めることとしている。また、震災復興まちづくりの目標は「災害を繰り返さない、水と緑あふれる市街地形成」としている。

(2) 復興まちづくり実施手法の事前検討、復興まちづくりの実施イメージの作成

大きな被害を受けた市街地での復興まちづくりの手法は、被災前に計画、検討されていた手法がある場合はその内容を基本とし、被災状況及び道路等の都市基盤の整備状況を踏まえ、面的な市街地整備手法や部分的な道路等の整備、地区計画等による誘導手法等を、被害が中程度の地域では、都市基盤や被害状況に応じて、既定の市街地整備や都市基盤整備、地区計画等による住宅等の再建誘導等、適切な手法を検討している。

□復興まちづくりの手法 整備イメージ図

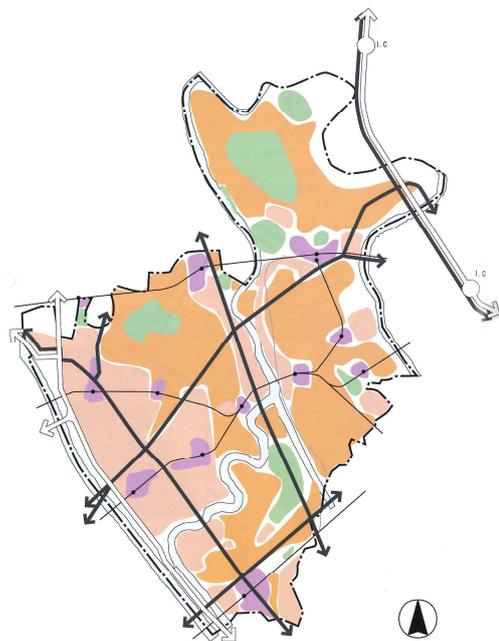


出典：葛飾区都市計画マスタープラン

また、復興まちづくり手法の整備イメージを整理している。

□震災復興まちづくりの方針図

- 凡 例
- 基盤整備型修復地区
(面的な市街地整備により復興を検討する地区)
 - 修復・改善型復興地区
(既存の道路等の都市基盤を生かした市街地の改善・修復により復興を検討する地区)
 - 誘導・個別再建型復興地区
(まちづくりのルールのもとで復興を検討する地区)
 - 拠点整備型復興地区
(都市機能の集積拠点として復興を検討する地区)



出典：葛飾区都市計画マスタープラン

(3) 復興まちづくりの進め方

防災上、緊急に対策を要する地域では、平常時から、まちづくり協議会等を立ち上げ、面的な市街地の整備を含むまちづくりについて検討するとともに、被災時の復興事業を迅速かつ円滑に推進できるよう、平常時から区民による参加型まちづくりを推進し、被災時にその経験を生かし、すみやかな合意形成を図ることとしている。

事例17 東京都豊島区

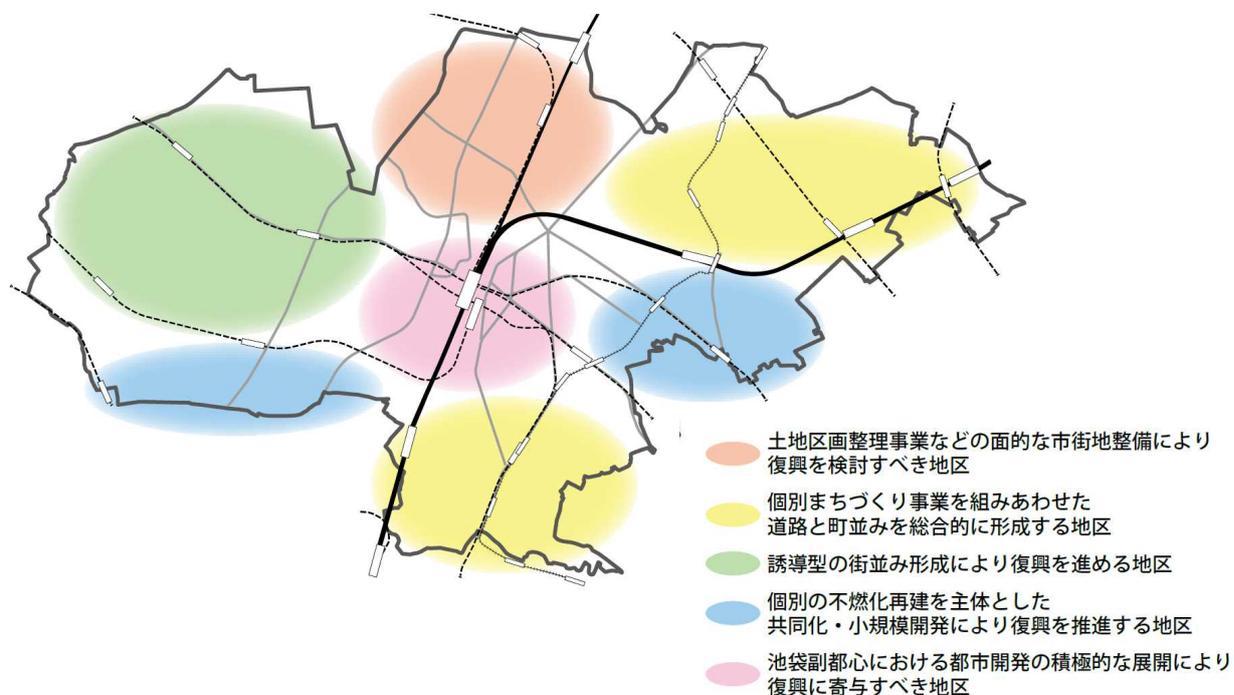
東京都豊島区では、「都市づくりビジョン（平成27年3月）」の全体構想の分野別方針で、「震災復興まちづくり」を位置づけている。

○震災復興まちづくり

被災後の都市像や事業手法等は「事前復興ビジョン」において検討し、復興都市づくりに向けた準備を進めるとしている。

事前復興ビジョンのイメージとして、建築物の大半が焼失する等、大きな被害を受けた場合は、被災の程度を踏まえ、適切な復興都市づくりの手法を検討することとし、エリア別の整備イメージ（タイプ）として、「土地区画整理事業等の面的な市街地整備により復興を検討すべき地区」や「個別まちづくり事業を組み合わせた道路と街並みを総合的に形成する地区」等を示している。

□エリア別の整備イメージ



イメージ1 土地区画整理事業などの面的な市街地整備により復興を検討すべき地区

- 木造密集市街地など都市基盤が未整備で大被害を受けた地区では、土地区画整理事業などによる面的な市街地整備を検討し、安全性や利便性の高いまちづくりをめざします。
- 池袋副都心に隣接する利便性が高い地区は、土地区画整理事業や市街地再開発事業を軸にした市街地整備を検討します。

図表69 整備イメージ



出典：豊島区都市づくりビジョン

事例 18 静岡県下田市

静岡県下田市では、「下田市都市計画マスタープラン（平成 28 年）」において、全体構想の分野別方針の「都市防災・復興の指針」に「事前災害復興まちづくり計画を策定すること」を位置づけている。

◇災害復興に向けた事前災害復興まちづくり計画を策定する

災害に遭った時の対応に向けて、計画案（どこに暮らすか、津波被害を受け、家を失った場合の考え方〈元の場所に建てるか、集団移転するか等〉について検討を行う。

災害後、地元再建の意向のある地区は、災害前に地籍調査等を行い、早期復旧のための準備を行う。

事例 19 愛知県豊明市

愛知県豊明市では、「豊明市都市計画マスタープラン（平成 29 年）」において、「大規模な災害が発生した場合に迅速に復興できるよう事前復興まちづくり計画の策定を検討する」こととしている。

◇事前復興まちづくり計画とは

被災前から大規模災害の発生を想定した上で、まちづくりについて地域住民の方々と協働で検討を行う計画で、ひいては、被災後の震災復興計画のたたき台（素案）につながる計画

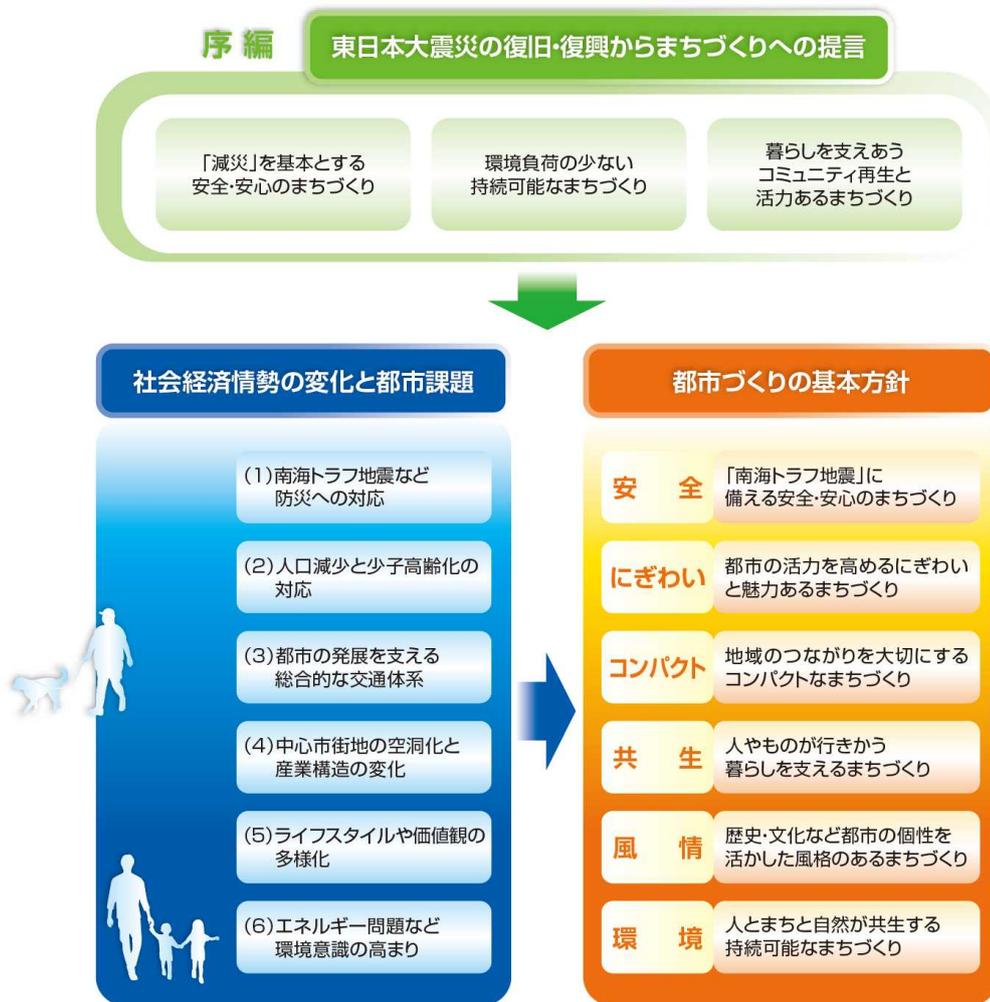
事例 20 高知県高知市

高知県高知市では、「高知県都市計画マスタープラン（平成 26 年）」において、都市防災の基本方針に、「南海トラフ地震」に備える安全・安心のまちづくり」を位置づけている。

◇「南海トラフ地震」に備える安全・安心のまちづくり

自然災害への備えを過信することなく、「減災」を基本とする多重防護の考え方に基づき、地震・津波や集中豪雨等自然災害から市民の命と暮らしを守り、たとえ被災しても人命が失われることのない安全・安心のまちづくりに取り組む。

□都市づくりの基本方針



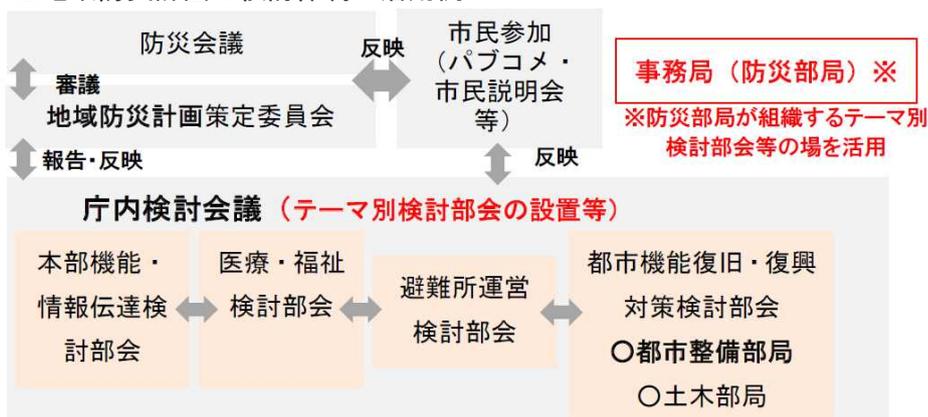
出典：高知市都市計画マスタープラン

(参考事例1) 防災都市づくり計画への復興事前準備の位置づけ

防災都市づくり計画は、平成9年都市局長通知に基づく計画であり、防災という緊急課題に対応するため、災害に強い空間づくりと災害時の避難や応急活動を支える空間づくりを目的として防災都市づくりの基本方針及び具体的施策を定めるものである。

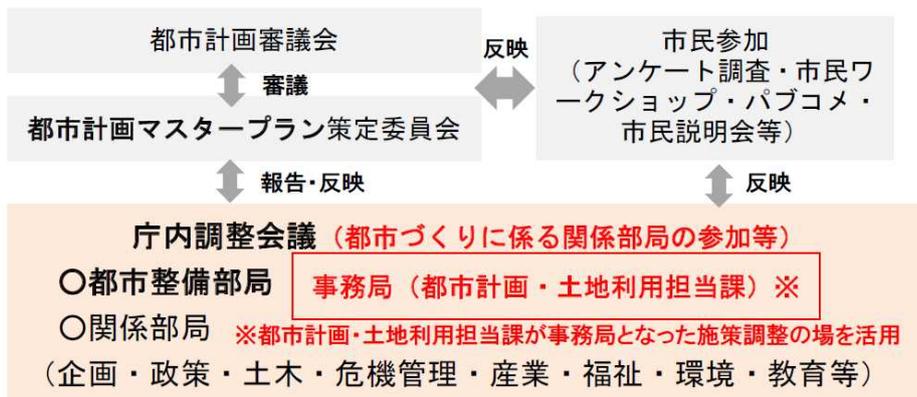
主に短期的な施策を位置付けた「地域防災計画」と主に長期的な都市の将来像を示す「都市計画マスタープラン」の間をつなぐものとして位置づけられており、策定にあたっては、都市整備部局が中心となり、庁内関係部局等と連携し、計画策定や具体的施策の検討及び実施体制を構築することとしている。なお、「防災都市づくり計画のモデル計画及び同解説」では、計画策定や施策検討に係る庁内検討体制構築のパターンとして、「計画策定に係る新たな庁内検討体制を構築する場合（都市整備部局が関係部局に働きかける）」、「地域防災計画の検討体制（防災部局が事務局となる全庁的な検討体制）を活用する場合」と「都市計画マスタープランの検討体制（都市計画・土地利用担当課が事務局となる全庁的な検討体制）を活用する場合」が示されている。

□地域防災計画の検討体制の活用例



出典：防災都市づくり計画のモデル計画及び同解説

□都市計画マスタープランの検討体制の活用



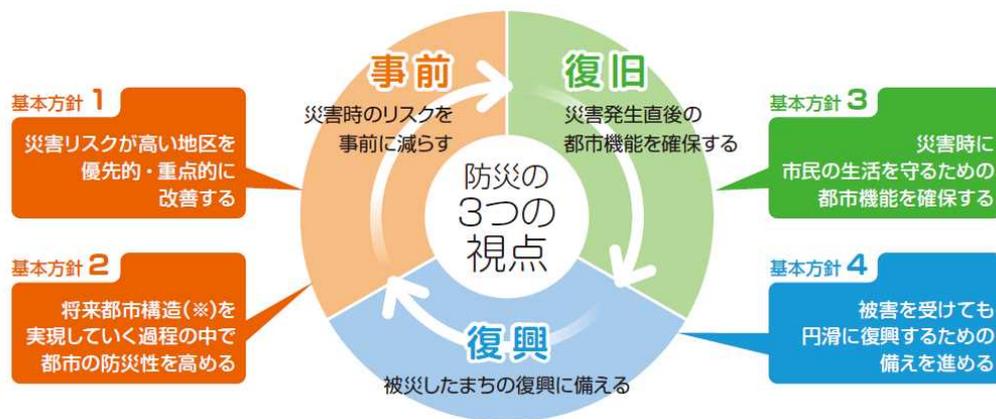
出典：防災都市づくり計画のモデル計画及び同解説

参考事例 1-1 さいたま市

さいたま市では、市民・事業者と行政が一体となって、より安全で住みやすい都市をつくり、たとえ災害が起きても速やかに復旧し、円滑な復興を可能とする都市空間をつくることを目的として「さいたま市防災都市づくり計画（平成 27 年）」を策定している。

「事前（災害時のリスクを事前に減らす）」、「復旧（災害発生直後の都市機能を確保する）」、「復興（被災したまちの復興に備える）」の3つの視点から、基本方針及び具体の施策を設定している。「復興（被災したまちの復興に備える）」の基本方針に「被害を受けても円滑に復興するための備えを進める」を掲げ、具体施策として「災害時対応力の向上」と「震災復興行動指針の作成・活用」を位置づけている。

□計画の視点と基本方針



出典：さいたま市防災都市づくり計画（概要版）

□施策 4 被害を受けても円滑に復興するための備えを進める施策

施策 4 被害を受けても円滑に復興するための備えを進める施策

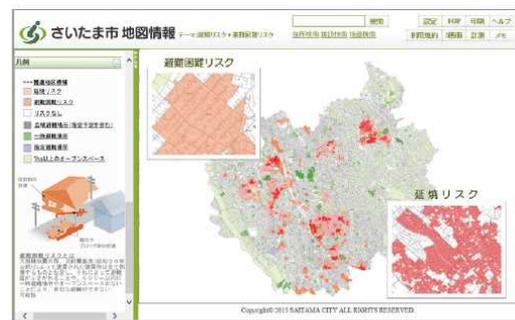
万一本市が被災した場合でも円滑に復興するために市民と行政が平時から備えておくための施策です。

災害時対応力の向上

- ・継続的なモニタリング(※)による災害リスクの把握
- ・復興イメージトレーニングの実施

震災復興行動指針の作成・活用

- ・復興の役割分担の明確化



■GIS(※)による災害リスクのモニタリング

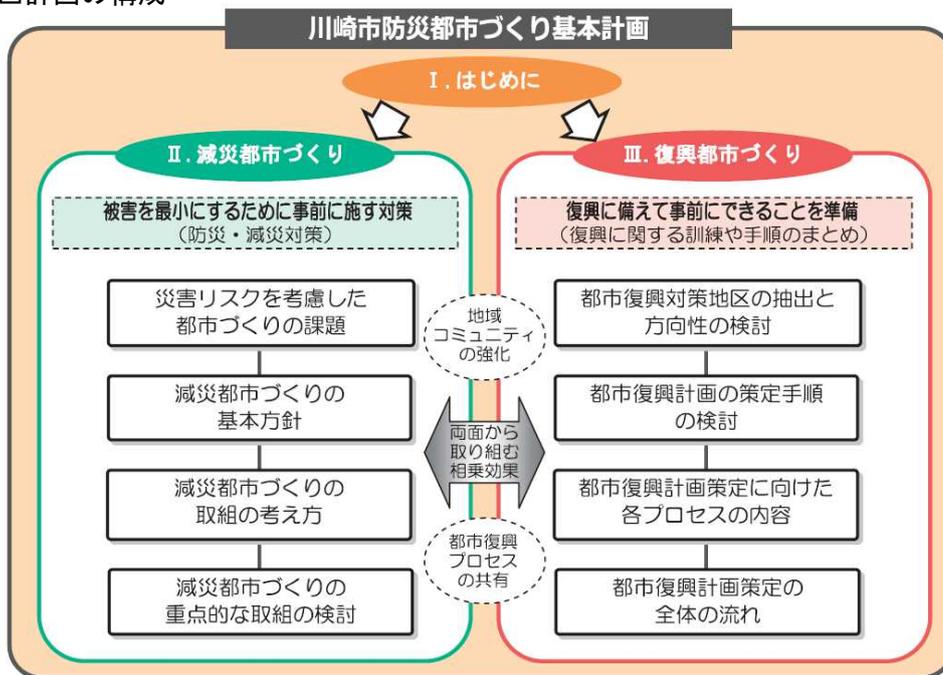
出典：さいたま市防災都市づくり計画（概要版）

参考事例 1-2 川崎市

川崎市では、自助・共助・公助の連携や各主体の創意工夫を集結し、地域防災力を高め、被害の最小化と早期復興を実現するため、災害に強い都市に向けて、目指すべき方向性を市民等と共有することを目的として「川崎市防災都市づくり基本計画（平成 27 年 3 月）」を策定している。

計画の構成は、「減災都市づくり」と「復興都市づくり」の 2 本柱とし、復興都市づくりでは、「都市復興対策地区の抽出と方向性の検討」と「都市復興計画の策定手順の検討」が行われている。

□計画の構成

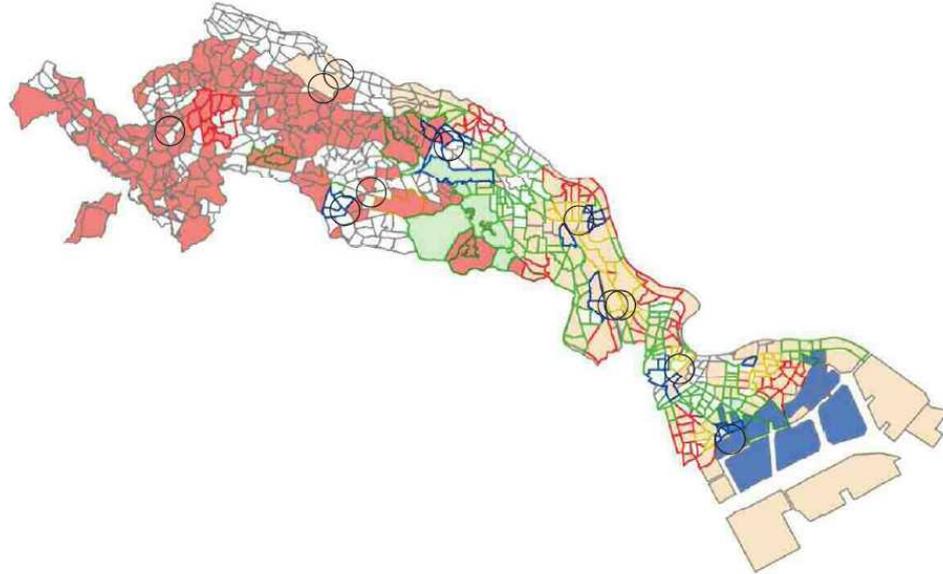


出典：川崎市防災都市づくり基本計画（概要版）

（1）都市復興対策地区の抽出と方向性の検討

都市復興対策地区の抽出と方向性の検討では、「都市復興対策地区の抽出」、「都市復興対策地区の類型化」、「都市復興対策の方向性の検討」を行い、都市復興対策の方向性をもとに、想定される事業手法を整理している。なお、実際の被災時においては、同じ被害を繰り返すことのない都市像の実現に向け、方向性のみにとらわれず、被害を転機として質的転換を含めた大胆な発想で幅広に検討を進める必要があるとしている。

□都市復興対策地区



被害		市街地特性	
		一般市街地	拠点地域(拠点駅周辺)
火災 + 倒壊		A	B
倒壊		C	D

宅 盤	造成地崩壊	E
	液状化	F
津 波		G

凡例			
	A		E
	B		F
	C		G
	D		E F
			F G
	拠点駅		

※拠点地域は、拠点駅から半径 500mの範囲内を対象とし、一般市街地は拠点地域以外の地域を対象とする。
 ※被害の大きい地域に町丁目の一部でも該当した場合、その町丁目全体は被害を受けると見なす。

出典：川崎市防災都市づくり基本計画

□市街地の類型と都市復興対策の方向性

被害	類型	都市復興対策の方向性	
		重点復興地区 被害が大きく重点的かつ緊急的な都市復興対策が求められる地区	復興促進地区 被害は中程度ながら計画的な都市復興対策が求められる地区
火災延焼 + 建物倒壊	A 一般市街地	区画再編による道路、公園の面的整備を行い、延焼しにくい市街地を形成	既存の道路、公園等を活用した市街地再生の推進
	B 拠点地域	共同化、高度利用化による不燃地域の形成	商業・業務をはじめとする拠点機能の早期再開
建物倒壊	C 一般市街地	狭あい道路、狭小敷地の解消と共同建替えの推進	耐震建築物への再建促進
	D 拠点地域	共同化、高度利用化による耐震化の促進	商業・業務をはじめとする拠点機能の早期再開
宅 盤	E 造成地崩壊	抜本的な宅地造成	個別宅地の宅地造成
	F 液状化	宅地の再液状化防止	
津波	G	減災の考え方に基づく多重防御型の都市づくりなど	

出典：川崎市防災都市づくり基本計画

(2) 都市復興計画の策定手順の検討

都市復興計画の策定手順の検討では、都市復興計画を迅速かつ円滑に作成することが可能となるよう市職員の組織体制や具体的な行動手順等を示している。

□まちづくり部の構成（川崎市災害対策本部規定）



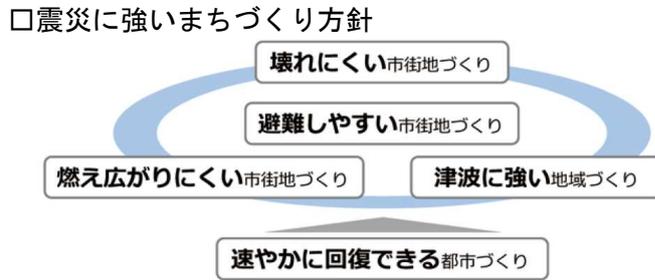
出典：川崎市防災都市づくり基本計画

参考事例 1-3 名古屋市

名古屋市では、名古屋市都市計画マスタープランに示されているまちづくりの方針を踏まえつつ、新たな被害想定をもとに、より一層安全で震災に強い市街地の形成に向け、地震・火災対策の充実を図るとともに、新たに津波等を考慮した震災に強いまちづくりを推進することを目的として「名古屋市震災に強いまちづくり方針（平成 27 年改定）」を策定している。

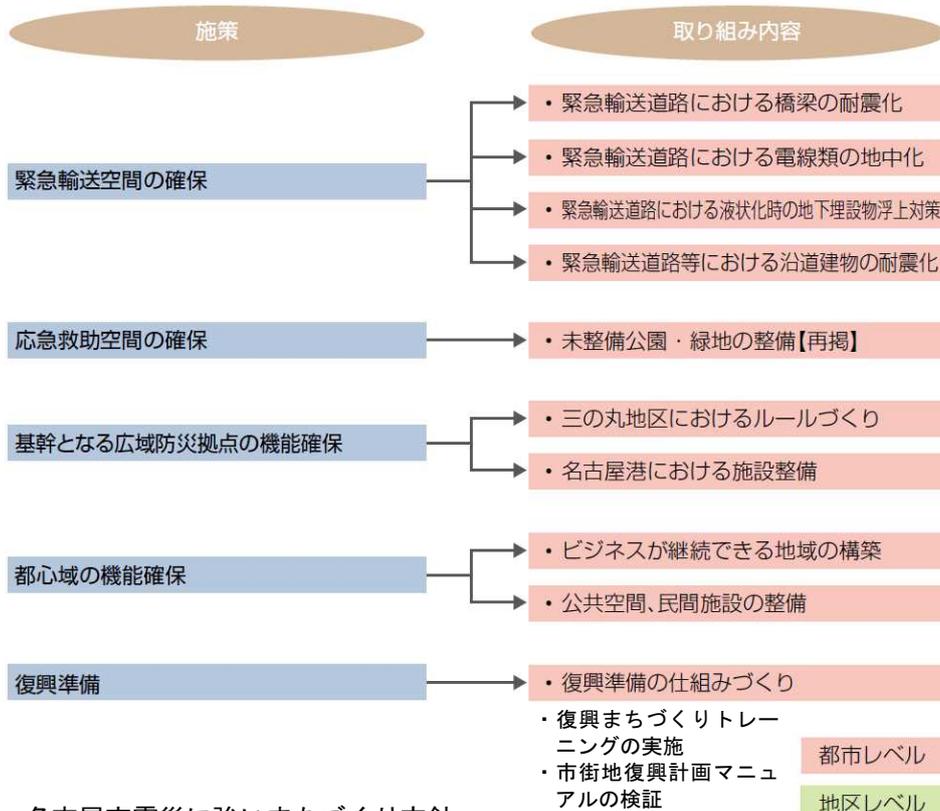
震災に強いまちづくり方針では、「速やかに回復できる都市づくり」の施策として「復興準備」を位置づけている。

その中の「復興準備の仕組みづくり」では、「復興まちづくりイメージトレーニング」に取り組むこととし、トレーニングを通じて復興を支える人材の育成を図るとともに、市街地復興計画の策定手順を定めた「市街地復興計画マニュアル」を検証していくこととしている。



出典：名古屋市震災に強いまちづくり方針

□速やかに回復できる都市づくりのための施策体系



出典：名古屋市震災に強いまちづくり方針

(参考事例2) 津波防災地域づくり推進計画への復興事前準備の位置づけ

津波防災地域づくり推進計画は、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく計画であり、市町村が、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、単独でまたは共同して、市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進することを目的としている。計画への記載事項は、「津波防災地域づくりに関する法律」に定められており、主に以下の事項を記載することとしている。

□ 推進計画の記載事項

推進計画の記載事項

- 推進計画の区域
- 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
- 浸水想定区域における土地利用・警戒避難体制の整備
- 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務
 - ・ 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設の整備
 - ・ 津波防護施設の整備
 - ・ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地の整備改善のための事業
 - ・ 避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理
 - ・ 集団移転促進事業
 - ・ 地籍調査の実施
 - ・ 津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用促進

出典：津波防災地域づくり推進計画作成ガイドライン（平成28年版）

また、「津波防災地域づくりに関する法律」では、協議会を設置できることとしており、既存の協議会、委員会の活用も可能となっている。

参考事例2-1 浜松市

浜松市では、津波から市民の生命、財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことのできる魅力あるまちを目指すため、ハード・ソフト施策を組み合わせた「浜松市津波防災地域づくり推進計画（平成26年4月）」を策定し、以下の事項を位置づけている。

- ・ 業務継続計画に基づく職員訓練の実施やシナリオの作成
- ・ 応急仮設住宅のためのオープンスペースの確保、関連事業者団体との連携
- ・ 事前復興計画（骨子）の策定
- ・ 地籍調査の推進や被災後の復興事業に伴う復興用地の確保

参考事例 2-2 静岡県磐田市

静岡県磐田市では、「最大クラスの津波」に対し、「命を守る」ための「多重防御の考え方」に基づき、津波防災地域づくりの方針・施策を定めるとともに、関係期間と連携し、「安全性を段階的に向上」させるための「実施計画」として「磐田市津波防災地域づくり推進計画（平成 27 年 11 月）」を策定している。

事業推進の方針の 1 つとして、「行政手続き・地籍調査等による“復興準備”や、復興を想定した減災の上乗せ」を位置づけている。また、アクションプログラムとして、以下の事業を位置づけている。

- ・被災地域の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進
- ・津波版図上訓練マニュアルの作成
- ・津波版図上訓練マニュアル（DIG）の実施
- ・被災者の住宅の確保（応急建設住宅）（応急建設住宅の個別台帳（配置計画図）の作成）
- ・被災者の住宅の確保（応急借上げ住宅）（応急借上げ住宅の借上げに関する協定の締結（宅建境界及び全日不動産の支部）の作成）
- ・震災復興のための都市計画行動計画策定

参考事例 2-3 和歌山県東牟婁郡串本町

串本町では、集約拠点ネットワーク型のまちづくり方針を踏まえつつ、町全体として取り組む津波防災地域づくりの総合ビジョンを示すとともに、国・県・関係機関、町庁内各部局、地域が連携しながら将来にわたり取り組むべき、ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災に資する施策体系と推進手順を具体的に示すことを目的として「串本町震災に強いまちづくり方針（平成 27 年 3 月）」を策定している。

津波防災地域づくりの推進事業・施策に次のことを位置づけている。

- ・復旧・復興拠点となる大規模なバックアップ用地の確保
- ・地籍調査の推進
- ・防災講習会
- ・職員の防災意識・能力向上
- ・復興計画（復興計画の事前検討）